

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月14日

【中間会計期間】 第87期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 京浜急行電鉄株式会社

【英訳名】 Keihin Electric Express Railway Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 石 渡 恒 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪2丁目20番20号

【電話番号】 03(3280)9135

【事務連絡者氏名】 経理部長 廣 川 雄一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪2丁目20番20号

【電話番号】 03(3280)9135

【事務連絡者氏名】 経理部長 廣 川 雄一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

連結会計年度	平成17年度中	平成18年度中	平成19年度中	平成17年度	平成18年度
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (百万円)	153,410	152,549	151,957	311,961	325,071
経常利益 (百万円)	14,671	12,421	13,072	24,498	28,526
中間(当期)純利益 (百万円)	3,611	6,758	7,106	11,630	12,530
純資産額 (百万円)	133,619	152,817	160,373	143,670	162,616
総資産額 (百万円)	784,843	817,711	842,272	848,127	859,427
1株当たり純資産額 (円)	261.96	290.52	304.75	277.24	305.32
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	7.08	13.05	13.45	22.39	24.02
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	6.58	12.13	12.73	20.57	22.36
自己資本比率 (%)	17.0	18.5	19.0	16.9	18.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,348	△10,135	14,601	44,396	36,596
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△49,922	△13,785	△34,753	△59,142	△28,874
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	38,495	△6,828	7,452	54,494	△15,801
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	25,939	31,017	40,986	61,767	53,687
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	8,917 〔3,532〕	8,776 〔3,691〕	8,795 〔3,472〕	8,743 〔3,573〕	8,657 〔3,624〕

(注) 1 営業収益には、消費税等を含んでおりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

3 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」

(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第85期中	第86期中	第87期中	第85期	第86期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
営業収益 (百万円)	64,861	56,615	61,025	123,237	127,074
経常利益 (百万円)	11,938	7,681	8,810	14,783	14,471
中間(当期)純利益 (百万円)	1,819	5,382	6,037	5,251	6,031
資本金 (百万円)	34,757	37,537	39,464	37,418	39,464
発行済株式総数 (株)	521,880,877	531,055,781	537,413,854	530,663,046	537,413,854
純資産額 (百万円)	97,018	104,567	107,246	102,414	110,338
総資産額 (百万円)	700,968	729,836	755,641	759,890	768,677
1株当たり配当額 (円)	2.50	2.50	2.50	5.00	6.00
自己資本比率 (%)	13.8	14.3	14.2	13.5	14.4
従業員数 (人)	1,610	1,669	1,456	1,607	1,445

(注) 1 営業収益には、消費税等を含んでおりません。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」および「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 従業員数は、就業人員数を表示しております。

4 平成19年3月期の1株当たり配当額には、特別配当1円を含んでおります。

5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
交通事業	5,378 [806]
不動産事業	230 [44]
レジャー・サービス事業	1,285 [616]
流通事業	549 [1,029]
その他事業	1,353 [977]
合計	8,795 [3,472]

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	1,456
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間期のわが国経済は、企業収益の改善や設備投資の増加が続き、個人消費も持ち直しの動きがみられるなど、景気は回復基調で推移しました。

このような状況のなか、当社グループは、交通事業を中心に安全対策を最優先し、その強化に全力を傾けました。また、引き続き、各事業において積極的な営業活動を展開するとともに、経営の効率化に取り組みました。

この結果、当中間期の営業収益は1,519億5千7百万円(前年同期比0.4%減)、経常利益は130億7千2百万円(前年同期比5.2%増)、中間純利益は71億6百万円(前年同期比5.1%増)となりました。

次に、事業別の業績について、ご報告いたします。

イ 交通事業

鉄道事業では、営業面においては、利便性の向上を図るため、4月にダイヤの一部を変更しました。また、航空会社と連携した営業活動を展開するなど、空港線の利用促進に努めました。当中間期の輸送人員は、沿線における商業施設やマンションの開発およびICカード乗車券「PASMO」導入に伴う計上方法の変更などもあり、2.1%増加しました。

施設面においては、引き続き安全対策を最重要課題とし、列車の安全運行を図るため、高機能ATS(自動列車停止装置)の導入を積極的に推進したほか、横浜駅～南太田駅間の高架橋耐震補強工事や、弘明寺駅～上大岡駅間の法面防護工事などを行いました。

また、安全性の向上、輸送力の増強および交通渋滞の解消を図るため、京急蒲田駅付近においては高架橋の建設工事、大師線においては地下化工事を行い、連続立体交差化工事を推進しました。さらに、羽田空港の国際化に対応するため、日本の空の玄関口にふさわしい機能を備えた国際ターミナル駅(仮称)の建設工事を行いました。

このほか、南太田駅や京急田浦駅などにおいて、エレベーターや多機能トイレなどの新設工事に着手し、駅のバリアフリー化を進めました。

乗合・貸切自動車事業では、京浜急行バス(株)および川崎鶴見臨港バス(株)は、ダイヤ改正を行うなど利便性の向上に努めました。また、京浜急行バス(株)は、羽田空港～センター北駅・センター南駅、横浜駅・羽田空港～館山駅前線を新設するなど羽田空港アクセスの増強を図り、売り上げが堅調に推移しました。さらに、同社および臨港グリーンバス(株)は、地方自治体から路線の移管や委託を受け、収益の拡大を図りました。

以上の結果、交通事業の営業収益は594億6千8百万円(前年同期比1.2%増)、営業利益は113億2千9百万円(前年同期比0.7%減)となりました。

なお、新規の販売を限定し、ご迷惑をおかけしていたPASMOについては、全駅での販売を再開しております。

(業種別営業成績)

業種別	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	
	営業収益(百万円)	前年同期比(%)
鉄道事業	39,542	1.3
乗合・貸切自動車事業	16,000	1.3
タクシー事業	3,865	△0.9
その他	59	3.7
営業収益計	59,468	1.2

(提出会社の鉄道事業運輸成績)

区分	単位	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日		
			前年同期比(%)	
営業日数	日	183	—	
営業キロ	キロ	87.0	0.0	
客車走行キロ	千キロ	54,716	0.1	
旅客人員	定期	千人	125,064	0.8
	定期外	〃	97,120	3.9
	計	〃	222,184	2.1
旅客運輸収入	定期	百万円	15,262	1.1
	定期外	〃	22,765	1.5
	計	〃	38,028	1.3
運輸雑収	〃	1,541	1.5	
収入合計	〃	39,569	1.3	
乗車効率	%	41.9	—	

(注) 乗車効率の算出方法

$$\frac{\text{旅客人員} \times \text{平均乗車キロ}}{\text{客車走行キロ} \times \text{平均定員}} \times 100$$

ロ 不動産事業

不動産販売業では、当社および京急不動産㈱は、本年1月から販売を開始し、団塊の世代を中心に幅広い層から好評を得ている京急ニューシティ湘南佐島なぎさの丘分譲地など、優良な宅地・戸建住宅などの販売を進めました。また、分譲マンション「京急シティ上永谷 Lーウィング」の売り上げを計上しました。

不動産賃貸業では、テナントの入れ替えや施設の改修などに取り組み、引き続き高稼働率を維持しました。また、京急開発㈱は、横浜駅周辺のオフィス需要に対応するため、賃貸ビルの建設工事を進めました。

以上の結果、不動産事業の営業収益は174億9百万円(前年同期比35.9%増)、営業利益は26億9千8百万円(前年同期比21.2%増)となりました。

なお、6月に、当社は、大手ハウスメーカーと共同で、品格と洗練をコンセプトにした分譲マンション「シティ能見台つどいの街 九番館・十番館」の販売を開始しました。

業種別	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	
	営業収益(百万円)	前年同期比(%)
不動産販売業	9,523	94.3
不動産賃貸業	7,885	△0.3
営業収益計	17,409	35.9

ハ レジャー・サービス事業

ホテル業では、ホテルパシフィック東京で、顧客ニーズに対応し、高品質なサービスを提供するため、客室を改装し、快適性と機能性をさらに高め、新規顧客の開拓に努めました。また、ホテル グランパシフィック メリディアンで、スイーツをテーマにした商業施設「Verre et Cour (ヴェルエクール)」を開業し、リゾートホテルとしての魅力を高めました。このほか、羽田空港などの利用客を対象としたビジネスホテル「京急EXイン 大森海岸駅前」を11月に開業するとともに、2号店となる「京急EXイン 新馬場駅北口」の建設に着手しました。

しかしながら、京急開発㈱の競艇施設関連の収入が減少したことなどもあり、レジャー・サービス事業の営業収益は251億4千4百万円(前年同期比1.4%減)、営業利益は6億7千7百万円(前年同期比16.3%減)となりました。

なお、平成20年5月末の海外ホテルチェーンとの提携契約満了に伴い、ホテルパシフィック東京およびホテル グランパシフィック メリディアンは、同年6月から「ホテルパシフィック」ブランドとして、営業することとなりました。

業種別	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	
	営業収益(百万円)	前年同期比(%)
ホテル・旅館・飲食業	15,987	△0.2
レジャー施設・ゴルフ場業	2,987	△11.5
広告代理業	3,024	△2.5
その他	3,145	4.6
営業収益計	25,144	△1.4

ニ 流通事業

百貨店業では、(株)京急百貨店は、各種イベントの開催などが奏功し、売り上げが好調に推移しました。なお、119か月連続していた前年同月比の売上増を、10月には達成することができませんでした。今後、引き続き積極的な営業活動に努めてまいります。

ストア業では、(株)京急ストアは、昨年度リニューアルを実施した新橋店や平和島店などが、増収に寄与しました。また、金沢文庫駅において、コンビニエンスストアと専門店をリニューアルし、駅コンコース内という立地特性を活かした店舗を開業しました。

しかしながら、京急商事(株)が昨年9月末に営業休止したことなどもあり、流通事業の営業収益は466億4千2百万円(前年同期比6.8%減)、営業利益は7億8千5百万円(前年同期比13.7%増)となりました。

業種別	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	
	営業収益(百万円)	前年同期比(%)
百貨店業	19,551	2.1
ストア業	20,766	10.4
物品販売業	5,089	△53.2
その他	1,234	1.9
営業収益計	46,642	△6.8

ホ その他事業

京急建設(株)および京急電機(株)は、厳しい経営環境にありながらも積極的な受注活動を行いました。が、昨年度の大規模工事の竣工の反動もあり、減収となりました。また、京急サービス(株)は、事業の効率化に努めたほか、認可保育園「京急キッズランド上永谷」を新設し、事業の拡充を図りました。

さらに、経営の効率化を図るため、当社グループのテナント管理業務等を(株)京急ビルマネジメントに統合し、また、保険代理店事業を(株)京急保険サービスに集約するなどグループ再編を進めました。

以上の結果、その他事業の営業収益は225億4千2百万円(前年同期比5.3%減)、営業利益は12億6千3百万円(前年同期比13.1%減)となりました。

業種別	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	
	営業収益(百万円)	前年同期比(%)
建設業・輸送用機器修理業等	13,862	△12.9
ビル管理業	4,604	5.6
自動車教習所業	786	△10.6
その他	3,289	24.1
営業収益計	22,542	△5.3

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益や減価償却費などの資金収入から、仕入債務の減少などの資金支出を差し引き、146億1百万円の資金収入(前年同期比247億3千6百万円収入増)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、工事負担金の受入などによる資金の入金がありましたが、鉄道事業等設備投資を中心とした資金の出金により347億5千3百万円の資金支出(前年同期比209億6千8百万円支出増)となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、社債の発行などにより、74億5千2百万円の資金収入(前年同期比142億8千万円収入増)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間期末残高は、409億8千6百万円(前期末比127億円減)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの事業内容は広範囲かつ多種多様であり、そのほとんどが生産、受注及び販売の形態をとっていないため、「生産、受注及び販売の状況」については、「1 業績等の概要」において業種別営業成績等として記載しております。

3 【対処すべき課題】

(1) 中長期的な経営戦略

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

イ. 基本方針の内容

近年、わが国の資本市場においては、対象となる会社の取締役会との十分な協議や合意などを経ることなく、突如として一方的に大量の株式買付を行うという現象が起きております。当社は、このような株式の大量買付行為であっても、安全性を最優先するとともに、沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという当社のグループ経営を十分に理解し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当然のことですが、株式会社の経営権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、(イ)企業価値・株主共同の利益に侵害をもたらすもの、(ロ)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(ハ)対象会社の株主や取締役会が、買付の条件等について検討するための、十分な時間や情報を提供しないもの、(ニ)対象会社の取締役会が、代替案を提案するための、十分な時間や情報を提供しないもの、(ホ)対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために、買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社株式の大量買付を行う者は、株主の皆様の判断のために、必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、一定の検討期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。

ロ. 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）

当社は、平成19年5月15日に開催された取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対

応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）」を決議し、平成19年6月28日に開催の第86期定時株主総会に提出、承認されました。株主総会での決議内容は次のとおりです。

1. 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上への取り組みについて

(1) 経営の基本方針

当社グループは、都市生活を支える事業を通して、新しい価値を創造し、社会の発展に貢献するために、鉄道、バスなどの交通事業を中心に、不動産、レジャー・サービス、流通などの事業をグループ各社が連携して展開し、良質なサービスおよび商品の提供を行うことにより、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めております。

特に、当社グループの戦略拠点である羽田空港において、グループで連携した営業施策を行うほか、品川、横浜、三浦半島を核とした新規事業の推進や、既存事業の営業施策の強化を図ることにより、沿線価値のさらなる向上を目指しております。

当社グループは、基幹事業である交通事業の安全性確保はもちろん、グループすべてのサービスおよび商品を安心してご利用いただくために、中長期的な視点から安全対策投資を継続的に実施するとともに、安全管理のための各種取り組みや人材の育成を行っております。

また、コンプライアンスを重視した経営を行い、法令はもちろん社会規範等を理解した企業活動を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの強化や、環境、バリアフリー対策などにも積極的に取り組むなど、企業としての社会的責任を果たしております。

(2) 具体的な取り組み

イ. 安全を最優先した経営

当社グループは、安全対策を何よりも優先し、その強化に全力を傾けております。

当社グループの基幹事業である交通事業では、昨年10月に改正された鉄道事業法、道路運送法を受けて、経営トップの強いリーダーシップのもと、一層の安全管理体制の強化を図っております。また、当社は、多くの人命を預かる公共交通機関の事業者として、安全対策工事について積極的に推進しております。特に、鉄道事業では、最新の機能を装備した高機能ATS（自動列車停止装置）の導入、橋梁改良・トンネル補修・法面防護などの防災対策工事の施行、車両の新造、改造や、連続立体交差化工事の推進などにより、安全性の向上、輸送力の増強を図っております。これらの施策を実現するためには、中長期的な視点から、継続して大規模な投資を行うことが必要であります。さらには、安全性を維持するためには、創業以来100年以上かけて培ってきた知識や経験、技術の伝承、人材の育成が不可欠であります。

当社グループは、安全・安心を顧客に提供し続けていくことが、当社グループの信頼性を向上させ、企業価値を一層向上させていくものであると考え、今後も引き続き安全を最優先した経営を行ってまいります。

ロ. コンプライアンスを重視した経営

当社グループは、法令を順守し、経営の透明性・健全性を確保したうえで、経営環境の変化に対応し、適時かつ適切な意思決定と業務執行を行うことにより、企業価値の向上を目指しております。

コンプライアンス体制としましては、グループ全体で法令順守の理念の実現に向け、公正で透明性の高いグループ経営に取り組むほか、京急グループ・コンプライアンス指針に基づき、コンプライアンス体制の構築を図っております。

また、社外取締役と社外監査役が、法令はもちろん社会規範を順守する視点から経営を監視するほか、京急グループ社長会を定期的に開催するなど、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。さらに、取締役の事業年度の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるようにするため、本定時株主総会において、取締役の任期を1年に短縮しました。

当社グループは、今後も、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの信頼を確保するため、コンプライアンスを重視した経営を行うとともに、環境対策や地域社会への貢献など、企業の社会的責任へも取り組んでまいります。

ハ．羽田空港を戦略拠点とし、沿線価値を高める経営

現在、羽田空港では、4本目の滑走路を新設する工事が進んでおります。新滑走路の整備により、航空機の発着回数の拡大による利用客の増加が予想され、さらに、国際定期便の就航も計画されております。当社グループは、羽田空港を戦略拠点ととらえ、鉄道、バス、ホテルなどの事業を連携して行うことにより、国内のみならず海外から日本を訪れるすべての顧客にサービスを提供してまいります。鉄道事業では、本線との分岐点である京急蒲田駅付近の連続立体交差化工事により京急蒲田駅の構造を変更し、羽田空港への列車の運行本数を大幅に増強するほか、国際線新旅客ターミナルビルに直結する新駅を建設し、アクセスの充実を図ってまいります。ホテル業では、台場・品川のシティホテルにおいて、羽田空港至近という立地特性を活かした営業戦略を実施するほか、ビジネスホテルのチェーン展開などを行い、収益力の強化に努めてまいります。また、国際線新旅客ターミナルビルにおけるPFI方式の事業に参加することなどにより、新たなビジネスチャンスを獲得し、さらなる営業基盤の強化を目指してまいります。

沿線の拠点である品川、横浜から三浦半島においては、生活にかかわるすべての分野で、新しい価値を創造することにより、沿線価値の向上に努めてまいります。不動産事業では、当社沿線を舞台に、新時代のライフスタイルを発信できる住環境の創出、賃貸施設の新規展開や魅力あるテナントの誘致を行ってまいります。レジャー・サービス事業では、立地特性を活かした営業を展開し、収益力の強化と沿線価値の向上に努めてまいります。また、百貨店やショッピングセンターなどの流通事業では、顧客ニーズに対応した営業施策を行い、集客力の拡大に取り組んでまいります。さらに、駅構内を有効活用した「駅ナカ」ビジネスや駅近接という立地特性を活かした事業につきましても、積極的に展開するとともに、共通ICカード乗車券「PASMO」と京急カードとの連携サービスや、沿線の商業施設・商店街でのPASMO電子マネーの展開など、新たなサービスを提供することにより、沿線の魅力を一層高めてまいります。さらに、東京都などによる品川駅周辺の再開発計画にも積極的に参画してまいります。

当社グループは、沿線価値の向上、地域社会の発展が、当社の成長戦略にとって重要であると考え、積極的な営業活動を引き続き行うとともに、羽田空港を戦略拠点ととらえ、各種施策を実現していくことにより、グループのさらなる進化を目指してまいります。

2. 本プランの導入目的と必要性

近年、わが国の資本市場においては、対象となる会社の取締役会との十分な協議や合意などを経ることなく、突如として一方的に大量の株式買付を行うという現象が起きております。当社取締役会は、このような株式の大量買付行為であっても、安全性を最優先するとともに、沿線地域の発展のため、グループが連携して事業を行い、相乗効果を図るという当社のグループ経営を十分に理解し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当然のことですが、株式会社の経営権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、(1)企業価値・株主共同の利益に侵害をもたらすもの、(2)株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、(3)対象会社の株主や取締役会が、買付の条件等について検討するための、十分な時間や情報を提供しないもの、(4)対象会社の取締役会が、代替案を提案するための、十分な時間や情報を提供しないもの、(5)対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために、買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社株式の大量買付を行う者は、株主の皆様判断のために、当社が設定し、事前に開示するルールに則り、必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、一定の検討期間が経過した後のみ当該大量買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。なお、平成19年3月31日現在における当社大株主の状況は、事業報告に記載のとおりであります。また、当社は現時点において当社株式等の大量買付等に係る提案を受けているわけではありません。

なお、本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1ご参照）に従い、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、または(3)社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、別紙2のとおり3氏が就任されました。

3. 本プランの基本方針

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4. 以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策の導入を実施し、本プランの内容を、東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付を行う者が順守すべき手続きがあること、ならびに、当社が、以下の行使条件および取得条項が付された新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社の買収防衛策といたします。

- (1) 買付者等による権利行使は認められないとの行使条件
- (2) 買付者等以外の者から株式と引き換えに新株予約権を取得するとの取得条項

4. 本プランの内容

- (1) 本プランの発動に係る手続き
 - イ. 対象となる買付等

本プランは下記(イ)または(ロ)に該当する当社株券等の買付またはこれに類似する行為(以下「買付等」という。)がなされる場合を適用対象とする。買付等を行う者または提案する者(以下「買付者等」という。)は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従うこととする。

(イ) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

(ロ) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

ロ. 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」という。)および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続きを順守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称する。)を当社の定める書式により提出する。

当社取締役会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するよう求めることがある。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供する。

(イ) 買付者等およびそのグループ(共同保有者⁸、特別関係者および(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含む。)の詳細(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む。)

(ロ) 買付等の目的、方法および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性を含む。)

(ハ) 買付等の価格の算定根拠(算定的前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。)

(ニ) 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含む)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)

(ホ) 大規模買付行為に際しての独立委員会との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容

(ヘ) 買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

(ト) 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針

(チ) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

(リ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記ニ. (イ)記載のとおり、当社取締役会に対して、下記(3)にその概要が記載される新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の無償割当、その他独立委員会が適切と認めた対抗措置(以下「本新株予約権の無償割当」という。)を実施することを勧告する。

ハ. 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(イ) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提出を求められた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(ただし、原則として30日間を超えないものとする。)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとする。以下同じ。)、その根拠資料、および代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがある。

(ロ) 独立委員会による検討作業

買付者等および(当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報・資料等(追加的に要求したものも含む。)の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は原則として60日間を超えない検討期間、その他の大規模買付行為の場合は原則として90日間を超えない検討期間(ただし、下記ニ. (ハ)に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長・再延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」という。)を独立委員会は設定する。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行う。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとする。なお、買付者等は、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとする。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を得ることができるものとする。

(ハ) 株主およびステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等から買付の提案がなされた事実とその概要および本必要情報の概要その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行う。

ニ. 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとする。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(イ)ないし(ハ)に定める勧告または決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項(下記(ハ)に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合には、その旨および延長・再延長の理由の概要を含む。)について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

(イ) 独立委員会が「本プラン」の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記ロ、およびハ、に規定する手続きを順守しなかった場合、または買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当の要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施することを勧告する。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当の効力発生日までは本新株予約権の無償割当の中止、本新株予約権の無償割当の効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に対して勧告することができるものとする。

- a. 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合
- b. 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても直ちに本新株予約権の無償割当を実施することが相当ではない場合

(ロ) 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、もしくは該当しても本新株予約権の無償割当を実施することは相当ではないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記ハ、に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告する。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当の不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当の要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当の実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとする。

(ハ) 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要なとされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う(なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場合においても同様の手続きによるものとする。)

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当の実施または不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとする。

ホ. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当の実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議(本新株予約権の無償割当の中止を含む。)を行うものとする。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行う。

(2) 本新株予約権の無償割当の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると認められる場合、上記(1)「本プランの発動に係る手続き」ホ.に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することを予定する。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続き」ニ.のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとする。

イ. 上記(1)「本プランの発動に係る手続き」ロ.に定める情報提供および独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続きを順守しない買付等である場合

ロ. 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

(イ) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

(ロ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ハ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

ハ. 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいう。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

ニ. 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合

ホ. 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

ヘ. 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(以下「当社利害関係者」という)の処遇等の方針等を含む。)が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な買付等である場合

ト. 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等である場合

チ. 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係
または当社グループの企業文化を破壊すること等により、当社グループの企業価値・株主共
同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当の概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当の概要は、以下のとおりとする(本新株
予約権の詳細については、別紙3「新株予約権無償割当の要項」ご参照)。

イ. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当
決議」という。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」という。)における当社の
最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。)と
同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とす
る。

ロ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社
以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として当社取
締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り
当てる。

ハ. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める日とする。

ニ. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目
的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、別途調整がない限り1株とする。

ホ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出
資される財産の当社株式1株あたりの価額は金1円を下限とし当社株式1株の時価の50%相
当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途
定める価額とする。

ヘ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当の効力発生日または本新株予約権無償割当決議において、当社取
締役会が別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、当社取締役会が本
新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。ただし、下記リ.(ロ)に基づき当
社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使
期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込
まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

ト. 本新株予約権の行使条件

(イ) 特定大量保有者⁹

(ロ) 特定大量保有者の共同保有者

(ハ) 特定大量買付者¹⁰

(ニ) 特定大量買付者の特別関係者

(ホ) 上記(イ)ないし(ニ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ること
なく譲り受けもしくは承継した者

(へ) 上記(イ)ないし(ホ)記載の者の関連者¹¹(以下、(イ)ないし(へ)に該当する者を「特定買付者等」と総称する。)

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として本新株予約権を行使することができない(ただし、かかる者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、かかる者の本新株予約権も下記リ. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。詳細は別紙3「新株予約権無償割当の要項」ご参照)。

チ. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

リ. 当社による本新株予約権の取得

(イ) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(ロ) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

(ハ) 当社は、特定買付者等が有する本新株予約権を取得するときは、これと引き換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産、または当該新株予約権に代わる新たな新株予約権(これらの全部または一部を当社普通株式に代えることもあり得る。)を交付する旨の定めを設ける場合がある。

なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、別紙3「新株予約権無償割当の要項」をご参照ください。

(4) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、平成20年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとする。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとする。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、本プランに反しない範囲、または会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合がある。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行う。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)をすべて充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、取締役会において決議された本プランを当社の本定時株主総会で決議予定であることをあわせて当社取締役会で決議しております。また、上記4.(4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間は本定時株主総会終結時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。以上の意味において、本プランの消長および内容は、当社株主総会の意思に基づくことになっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主の皆様へ情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4.(1)「本プランの発動に係る手続き」ニ. および4.(2)「本新株予約権の無償割当の要件」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4.(1)「本プランの発動に係る手続き」ハ. にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (4)「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

前述の4. (2)において述べたように、買付者等が本プランを順守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続き」ロ. において記述する本新株予約権の行使にかかる手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続き」ハ. に記載する手続きにより、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、上記4. (1)「本プランの発動に係る手続き」ニ. に記載するとおり、当社は、いったん本新株予約権無償割当決議がなされた場合であっても、本新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までにこれを中止したり、本新株予約権の無償割当の効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは無償割当された本新株予約権を無償取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じ、不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続き

イ. 名義書換の手続き

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当を実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当の割当期日を公告します。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、速やかに株式の名義書換手続きを行う必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

ロ. 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、および株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり金1円を下限とし、当社株式1株の時価の50%相当額を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

ハ. 本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

¹ 証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。

² 証券取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。

³ 証券取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。

⁴ 証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下(ロ)において同じ。

⁵ 証券取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。

⁶ 証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。

⁷ 証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。以下同じ。

- ⁸ 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。
- ⁹ 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ¹⁰ 公開買付によって当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
- ¹¹ ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1) 当社の社外取締役、(2) 当社の社外監査役または(3) 社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見または説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自らまたは当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 本プランの発動に係る新株予約権の無償割当の実施または不実施
 - (3) 本プランの発動に係る新株予約権の無償割当の中止または無償取得
 - (4) 本プランの廃止または変更(ただし、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、または、会社法、証券取引法、その他の法令もしくは証券取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。)
 - (5) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定およびその回答期限
 - (6) 独立委員会の検討期間の設定(ただし、原則として対価を円価現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は、原則として60日間を超えない検討期間とし、その他の大規模買付行為の場合は、原則として90日間を超えない検討期間とする。)および当該期間の延長、再延長
 - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 買付者等との交渉・協議
 - (3) 代替案の検討
 - (4) 株主に対する代替案の提示
 - (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (6) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家等)の助言を得ること等ができる。

独立委員会委員略歴

河村 幹夫 (かわむら みきお)

昭和10年8月 生まれ

昭和33年4月 三菱商事株式会社入社

平成2年6月 同社取締役

平成6年6月 多摩大学教授 現在に至る

平成18年4月 多摩大学統合リスクマネジメント研究所 所長 現在に至る

※同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

野村 稔 (のむら みのる)

昭和19年9月 生まれ

昭和58年4月 早稲田大学法学部 (現 法学大学院) 教授 現在に至る

平成16年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授 現在に至る

※同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

須藤 修 (すどう おさむ)

昭和27年1月 生まれ

昭和55年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)

昭和58年4月 東京八重洲法律事務所パートナー

平成5年4月 あさひ法律事務所開設・パートナー

平成11年6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー 現在に至る

※同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の要項

1. 新株予約権無償割当に関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権(以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。)の内容は、下記2.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当決議(以下「新株予約権無償割当決議」という。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。)と同数を上限として、当社取締役会が新株予約権無償割当決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当決議において別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

イ. 新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

ロ. 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。

ハ. 上記イ. に定めるほか、株式無償割当、合併、会社分割等当社の発行済株式数(ただし、当社の有する当社株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

イ. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価格は、行使価格(下記ロ. に定義される。)に対象株式数を乗じた価格とする。

ロ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価格(以下「行使価格」という。)は金1円を下限として当社株式1株の時価の50%相当額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当決議において別途定める価格とする。「時価」とは、新株予約権無償割当決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当の効力発生日または新株予約権無償割当決議において当社取締役が別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当決議において別途定める期間とする。ただし、下記(6)ロ.の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得にかかる新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使条件

イ. (イ)特定大量保有者、(ロ)特定大量保有者の共同保有者、(ハ)特定大量買付者、(ニ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(ホ)上記(イ)ないし(ニ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは継承した者、または、(ヘ)上記(イ)ないし(ホ)記載の者の関連者(以下、(イ)ないし(ヘ)に該当する者を総称して「特定買付者等」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- a. 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。
 - b. 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。
 - c. 「特定大量買付者」とは公開買付(証券取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本c.において同じ。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本c.において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして同法施行令第7条第3項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上になると当社取締役会が認めた者をいう。
 - d. 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。
 - e. ある者の「関係者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。
- ロ. 上記イ.にかかわらず、下記(イ)ないし(ニ)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

(イ) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、株式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)

(ロ) 当社を支配する意図がなく上記イ. a. に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めたものであって、かつ上記イ. a. の特定大量保有者に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記イ. a. の特定大量保有者に該当しなくなった者

(ハ) 当社による自己株式取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記イ. の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)

(ニ) その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(特定買付者等に該当すると当社取締役会が認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会は別途認めることができ、また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

ハ. 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する新株予約権を行使させるに際し、(イ)所定の手続きの履行もしくは(ロ)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出を含む。)の充足、または(ハ)その双方(以下「準拠法行使手続き・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続き・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には、新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続き・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

ニ. 上記ハ. にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、(イ)自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ(ロ)その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取り決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が、当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法にかかる準拠法行使手続き・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記(イ)および(ロ)を充足しても、米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

ホ. 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしているものではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

ヘ. 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

イ. 新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

ロ. 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)ハ. の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く。)であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記イ. の承認をするか否かを決定する。

- (イ) 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記(ロ)ないし(ニ)に関する表明保証条項、補償条項および違約金条項を含む。)が提出されているか否か
- (ロ) 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か
- (ハ) 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかであるか否か
- (ニ) 譲受人が特定買付者等のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(6) 当社による新株予約権の取得

イ. 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、すべての新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当社は、当社取締役会が別に定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社は、かかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。

ハ. 当社は、特定買付者等が有する本新株予約権を取得するときは、これと引き換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき交付株式の当該取得時における時価に相当する価値の現金、債券、社債もしくは新株予約権付社債その他の財産、または当該新株予約権に代わる新たな新株予約権(これらの全部または一部を当社普通株式に代えることもあり得る。)を交付する旨の定めを設ける場合がある。

(7) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が、新株予約権無償割当決議において別途決定する。

(8) 新株予約権に係る新株予約権証券

発行しない。

(9) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年5月15日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項および用語の定義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の定義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,800,000,000
計	1,800,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	537,413,854	537,413,854	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	537,413,854	537,413,854	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの転換社債の株式への転換により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格および資本組入額は次のとおりであります。

第19回無担保転換社債〔転換社債間限定同順位特約付〕(平成8年11月11日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
転換社債の残高(百万円)	21,949	21,949
転換価格(円)	606.00	606.00
資本組入額(円)	303	303

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	0	537,413	0	39,464	0	13,586

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成19年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	34,978	6.50
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号	18,716	3.48
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	18,000	3.34
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	17,900	3.33
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	12,990	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井信託銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,977	2.04
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	10,500	1.95
株式会社プリンスホテル	東京都豊島区南池袋1丁目16番15号	10,257	1.90
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜4丁目5番33号	7,653	1.42
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	7,457	1.38
計	—	149,429	27.80

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井信託銀行退職給付信託口)の持株数10,977千株(出資比率2.04%)は、中央三井信託銀行株式会社が同行へ委託した退職給付信託の信託財産であり、議決権の行使については、中央三井信託銀行株式会社が指図権を留保しております。なお、中央三井信託銀行株式会社は、このほかに、当社の株式382千株(出資比率0.07%)を所有しております。
- 2 上記以外に、みずほ信託銀行株式会社が、当社の株式3,732千株(出資比率0.69%)を所有するとともに、当社の株式4,700千株(出資比率0.87%)を、退職給付信託として信託設定しており、議決権の行使については、同行が指図権を留保しております。
- 3 上記以外に、当社所有の自己株式12,583千株(出資比率2.34%)があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 12,583,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 522,531,000	522,432	同上
単元未満株式	普通株式 2,299,854	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	537,413,854	—	—
総株主の議決権	—	522,432	—

(注) 1 証券保管振替機構名義99,230株は、上記「完全議決権株式(その他)」欄に99,000株および「単元未満株式」欄に230株含まれており、当該株式は議決権を有していません。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式628株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 京浜急行電鉄株式会社	東京都港区高輪 2丁目20番20号	12,583,000	0	12,583,000	2.34
計	—	12,583,000	0	12,583,000	2.34

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	970	929	862	816	835	763
最低(円)	883	802	800	700	712	715

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、当半期報告書の提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)第38条および第57条の規定に基づき、同規則ならびに「鉄道事業会計規則」(昭和62年運輸省令第7号)により作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表および前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間財務諸表について、ならびに金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表および当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日現在		当中間連結会計期間末 平成19年9月30日現在		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		31,120		41,080		53,787	
2 受取手形 及び売掛金	(注7)	17,060		14,298		20,890	
3 有価証券	(注2)	416		0		0	
4 たな卸資産		109,731		96,431		93,182	
5 繰延税金資産		5,646		4,794		4,564	
6 その他		6,572		4,957		7,376	
7 貸倒引当金		△175		△123		△135	
流動資産合計			170,371 20.8		161,438 19.2		179,666 20.9
II 固定資産							
1 有形固定資産	(注1)						
(1) 建物及び 構築物	(注2,3)	284,188		281,464		282,790	
(2) 機械装置 及び運搬具	(注2,3)	40,329		41,980		45,341	
(3) 土地	(注2,3)	140,873		141,220		141,016	
(4) 建設仮勘定		94,173		121,476		118,323	
(5) その他	(注2,3)	7,789		8,673		8,880	
有形固定資産 合計		567,355		594,816		596,353	
2 無形固定資産							
(1) のれん	(注6)	2,100		3,061		3,418	
(2) その他	(注3)	4,689		4,725		4,922	
無形固定資産 合計		6,789		7,786		8,340	
3 投資その他の 資産							
(1) 投資有価証券	(注2)	47,773		46,945		44,895	
(2) 長期貸付金		2,668		2,529		2,632	
(3) 繰延税金資産		3,621		8,884		7,438	
(4) その他		19,833		20,498		20,751	
(5) 貸倒引当金		△701		△629		△649	
投資その他の 資産合計		73,195		78,230		75,067	
固定資産合計			647,340 79.2		680,833 80.8		679,761 79.1
資産合計			817,711 100.0		842,272 100.0		859,427 100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日現在		当中間連結会計期間末 平成19年9月30日現在		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 平成19年3月31日現在		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	支払手形 及び買掛金	(注7) 26,757		23,673		58,127		
2	短期借入金	(注2) 116,855		116,064		117,139		
3	1年以内 償還社債	0		30,000		0		
4	未払法人税等	3,120		5,410		4,590		
5	繰延税金負債	205		205		205		
6	賞与引当金	1,733		1,656		1,310		
7	役員賞与引当金			0		146		
8	バスカード 未利用額引当金			806				
9	前受金	6,956		7,950		7,217		
10	コマーシャル・ ペーパー	45,000		25,000		35,000		
11	その他	31,505		29,897		30,987		
	流動負債合計		232,133 28.4		240,664 28.6		254,724 29.6	
II 固定負債								
1	社債	108,918		101,949		102,036		
2	長期借入金	(注2) 219,413		220,995		225,130		
3	繰延税金負債	868		192		201		
4	退職給付引当金	13,102		14,149		13,856		
5	役員退職慰労 引当金			525		655		
6	受託工事 長期前受金	60,167		73,532		70,190		
7	その他	30,291		29,889		30,016		
	固定負債合計		432,761 52.9		441,234 52.4		442,086 51.5	
	負債合計		664,894 81.3		681,899 81.0		696,811 81.1	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 平成18年9月30日現在		当中間連結会計期間末 平成19年9月30日現在		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		37,537		39,464		39,464	
2 資本剰余金		38,962		42,009		42,013	
3 利益剰余金		70,434		80,143		74,902	
4 自己株式		△5,689		△9,096		△3,879	
株主資本合計		141,244	17.3	152,520	18.1	152,500	17.7
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		10,233		7,423		9,710	
評価・換算 差額等合計		10,233	1.2	7,423	0.8	9,710	1.1
III 少数株主持分		1,338	0.2	429	0.1	404	0.1
純資産合計		152,817	18.7	160,373	19.0	162,616	18.9
負債純資産合計		817,711	100.0	842,272	100.0	859,427	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日		当中間連結会計期間 自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日					
		金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	金額(百万円)		百分比 (%)	
I 営業収益			152,549	100.0		151,957	100.0		325,071	100.0	
II 営業費											
1 運輸業等営業費 及び売上原価	(注2)	121,734			120,743			260,071			
2 販売費及び 一般管理費	(注1,2)	14,101	135,836	89.0	14,275	135,018	88.9	28,981	289,053	88.9	
営業利益			16,713	11.0		16,938	11.1		36,018	11.1	
III 営業外収益											
1 受取利息			92			74			153		
2 受取配当金			377			350			462		
3 持分法による 投資利益			37			20			85		
4 その他			665	1,173	0.7	649	1,094	0.7	1,840	2,542	0.8
IV 営業外費用											
1 支払利息			4,086			4,053			8,000		
2 その他			1,378	5,465	3.6	907	4,960	3.2	2,034	10,035	3.1
経常利益				12,421	8.1		13,072	8.6		28,526	8.8
V 特別利益											
1 工事負担金受入額	(注3)		76			160			600		
2 退職給付引当金 戻入益			411	487	0.3	0	160	0.1	411	1,011	0.3
VI 特別損失											
1 バスカード未利用額 引当金繰入額	(注2)		0			837			0		
2 工事負担金受入額 圧縮損	(注4)		76			160			600		
3 販売用土地評価損			0			0			4,295		
4 転換社債買入消却損			0			0			1,128		
5 過年度ポイント費用			0			0			449		
6 固定資産除却損	(注5)		0			0			432		
7 役員退職慰労引当金 繰入額	(注2)		0	76	—	0	998	0.6	432	7,339	2.3
税金等調整前中間 (当期)純利益				12,832	8.4		12,235	8.1		22,198	6.8
法人税、住民税及び 事業税			3,121			5,309			5,874		
過年度法人税等			0			0			3,997		
法人税等調整額			2,929	6,051	4.0	△204	5,104	3.4	△215	9,657	3.0
少数株主利益				22	—		24	—		10	—
中間(当期)純利益				6,758	4.4		7,106	4.7		12,530	3.8

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	37,418	35,088	65,164	△6,268	131,402
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	118	118			237
剰余金の配当			△1,288		△1,288
利益処分による役員賞与			△200		△200
中間純利益			6,758		6,758
自己株式の取得				△312	△312
自己株式の処分		3,755		891	4,646
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	118	3,874	5,269	579	9,842
平成18年9月30日残高(百万円)	37,537	38,962	70,434	△5,689	141,244

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日残高(百万円)	12,267	4,237	147,908
中間連結会計期間中の変動額			
新株の発行			237
剰余金の配当			△1,288
利益処分による役員賞与			△200
中間純利益			6,758
自己株式の取得			△312
自己株式の処分			4,646
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△2,034	△2,898	△4,933
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,034	△2,898	4,908
平成18年9月30日残高(百万円)	10,233	1,338	152,817

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	39,464	42,013	74,902	△3,879	152,500
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△1,859		△1,859
中間純利益			7,106		7,106
自己株式の取得				△5,328	△5,328
自己株式の処分		△4		112	108
持分法適用会社減少に伴う減少高			△6		△6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	0	△4	5,240	△5,216	20
平成19年9月30日残高(百万円)	39,464	42,009	80,143	△9,096	152,520

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年3月31日残高(百万円)	9,710	404	162,616
中間連結会計期間中の変動額			
剰余金の配当			△1,859
中間純利益			7,106
自己株式の取得			△5,328
自己株式の処分			108
持分法適用会社減少に伴う減少高			△6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△2,287	24	△2,262
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,287	24	△2,242
平成19年9月30日残高(百万円)	7,423	429	160,373

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	37,418	35,088	65,164	△6,268	131,402
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,045	2,045			4,090
剰余金の配当			△2,591		△2,591
利益処分による役員賞与			△200		△200
当期純利益			12,530		12,530
自己株式の取得				△407	△407
自己株式の処分		4,880		2,796	7,676
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	2,045	6,925	9,737	2,389	21,098
平成19年3月31日残高(百万円)	39,464	42,013	74,902	△3,879	152,500

	評価・換算差額等	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成18年3月31日残高(百万円)	12,267	4,237	147,908
連結会計年度中の変動額			
新株の発行			4,090
剰余金の配当			△2,591
利益処分による役員賞与			△200
当期純利益			12,530
自己株式の取得			△407
自己株式の処分			7,676
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△2,557	△3,833	△6,390
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△2,557	△3,833	14,707
平成19年3月31日残高(百万円)	9,710	404	162,616

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
区分		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		12,832	12,235	22,198
減価償却費		13,601	14,515	28,316
有形固定資産除却損		760	365	2,349
貸倒引当金の増減額 (減少:△)		49	△32	△41
賞与引当金及び未払賞与の 増減額(減少:△)		500	24	126
役員賞与引当金の増減額 (減少:△)		0	△146	146
退職給付引当金の増減額 (減少:△)		△8,515	293	△7,761
役員退職慰労引当金の 増減額(減少:△)		0	△130	519
バスカード未利用額 引当金の増減額(減少:△)		0	806	0
特別退職金支払額		△5,794	0	△5,794
退職給付引当金戻入益		△411	0	△411
受取利息及び受取配当金		△469	△424	△616
支払利息		4,086	4,053	8,000
持分法による投資損益 (益:△)		△37	△20	△85
投資有価証券売却益		△2	0	△330
販売用土地評価損		0	0	4,295
転換社債買入消却損		0	0	1,128
過年度ポイント費用		0	0	449
工事負担金受入額		△76	△160	△600
工事負担金受入額圧縮損		76	160	600
売上債権の増減額 (増加:△)		903	5,766	△2,471
たな卸資産の増減額 (増加:△)		△9,081	△3,249	3,644
仕入債務の増減額 (減少:△)		△6,716	△14,451	6,303
消費税等還付金		1,080	0	1,080
未払消費税等の増減額 (減少:△)		406	△1,050	834
前受金の増減額(減少:△)		△597	633	1,487
その他		276	2,804	△4,046
小計		2,872	21,993	59,322
利息及び配当金の受取額		473	427	618
利息の支払額		△4,112	△4,008	△8,041
法人税等の支払額		△9,369	△3,811	△15,303
営業活動による キャッシュ・フロー		△10,135	14,601	36,596

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の預入れによる 支出		△3	0	0
定期預金の払戻しによる 収入		0	10	0
有価証券の売却及び償還 による収入		2	10	409
投資有価証券の取得による 支出		△2,934	△6,896	△2,966
投資有価証券の売却による 収入		25	1,000	2,386
有形固定資産の取得による 支出		△16,624	△33,639	△50,940
有形固定資産の売却による 収入		315	170	432
無形固定資産の取得による 支出		△601	△293	△1,370
長期貸付けによる支出		△62	0	△60
長期貸付金の回収による 収入		427	102	460
工事負担金の受入		3,915	4,528	21,946
その他		1,754	253	827
投資活動による キャッシュ・フロー		△13,785	△34,753	△28,874
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金純増減額 (減少：△)		△2,505	3,000	△1,426
長期借入れによる収入		13,500	10,000	37,921
長期借入金の返済による 支出		△16,581	△18,209	△36,080
コマーシャル・ペーパーの 純増減額(減少：△)		15,000	△10,000	5,000
社債の発行による収入		0	29,829	0
社債の償還による支出		△15,000	0	△15,000
転換社債の買入による支出		0	0	△3,628
自己株式の取得による支出		0	△5,292	0
ストックオプションの 行使による収入		115	0	115
配当金の支払額		△1,288	△1,859	△2,591
少数株主への配当金の 支払額		△32	0	△33
その他		△36	△14	△78
財務活動による キャッシュ・フロー		△6,828	7,452	△15,801
IV 現金及び現金同等物の 増減額(減少：△)		△30,749	△12,700	△8,079
V 現金及び現金同等物の 期首残高		61,767	53,687	61,767
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		31,017	40,986	53,687

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社は75社で、(株)京急百貨店、(株)ホテル京急、京浜急行バス(株)、京急開発(株)、京急不動産(株)ほか70社であります。</p> <p>当社では、連結情報開示を充実させるため、全ての子会社を連結の範囲に含めております。当中間連結会計期間においては、平成18年5月11日付で設立した(株)京急ジョイフルを新たに連結の範囲に含めております。</p> <p>また、(有)ケイ・ティーサービス配せん人紹介所は、平成18年5月25日付で(株)京急スタッフに、横須賀京急バス(株)は、平成18年6月1日付で湘南京急バス(株)へそれぞれ商号を変更しております。</p>	<p>連結子会社は76社で、(株)京急百貨店、(株)ホテル京急、京浜急行バス(株)、京急開発(株)、京急不動産(株)ほか71社であります。</p> <p>当社では、連結情報開示を充実させるため、全ての子会社を連結の範囲に含めております。当中間連結会計期間においては、平成19年7月2日付で設立した(株)京急イーエックスインを新たに連結の範囲に含めております。</p> <p>また、京急管財(株)は、平成19年4月1日付で(株)京急ファシリティに、(株)楼蘭は、平成19年5月1日付で(株)ホテル京急にそれぞれ吸収合併されております。</p> <p>なお、(株)京急ファシリティは、平成19年4月1日付で(株)京急ビルマネジメントに、(株)京急ライフクリエイトは、平成19年4月1日付で(株)京急保険サービスにそれぞれ商号を変更しております。</p>	<p>連結子会社は77社で、(株)京急百貨店、(株)ホテル京急、京浜急行バス(株)、京急開発(株)、京急不動産(株)ほか72社であります。</p> <p>当社では、連結情報開示を充実させるため、全ての子会社を連結の範囲に含めております。当連結会計年度においては、平成18年5月11日付で設立した(株)京急ジョイフル、平成19年1月25日付で設立した京急鉄道施設(株)、平成19年3月1日付で設立した(株)京急アド交通メディアワークを新たに連結の範囲に含めております。</p> <p>また、(有)ケイ・ティーサービス配せん人紹介所は、平成18年5月25日付で(株)京急スタッフに、横須賀京急バス(株)は、平成18年6月1日付で湘南京急バス(株)へそれぞれ商号を変更しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社は4社で、(株)ルミネウイングほか3社であります。</p> <p>当社では、連結情報開示を充実させるため、全ての関連会社に持分法を適用しております。</p>	<p>持分法適用の関連会社は3社で、(株)ルミネウイングほか2社であります。</p> <p>当社では、連結情報開示を充実させるため、全ての関連会社に持分法を適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間においては、平成19年4月1日付で保有株式の一部を売却した横浜アールエス(株)を持分法適用の関連会社から除外しております。</p>	<p>持分法適用の関連会社は4社で、(株)ルミネウイングほか3社であります。</p> <p>当社では、連結情報開示を充実させるため、全ての関連会社に持分法を適用しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
<p>3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項</p>	<p>連結子会社のうち、(株)京急エルベフーズ、(株)京急ステーションアシスト、(株)京急マリーンフーズの中間決算日は6月30日、(株)京急ストア、(株)京急システムの間中間決算日は7月31日、(株)京急百貨店、(株)京急ステーションコマース、(株)京急友の会、(株)京急ファシリティ、(株)京急ビルテック、(株)京急フレッシュワン、(株)京急ウィズの間中間決算日は8月31日であり、中間連結財務諸表作成にあたっては、当該中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、(株)京急エルベフーズ、(株)京急ステーションアシスト、(株)京急マリーンフーズの中間決算日は6月30日、(株)京急ストア、(株)京急システムの間中間決算日は7月31日、(株)京急百貨店、(株)京急ステーションコマース、(株)京急友の会、(株)京急ビルマネジメント、(株)京急ビルテック、(株)京急フレッシュワン、(株)京急ウィズの間中間決算日は8月31日であり、中間連結財務諸表作成にあたっては、当該中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち、(株)京急エルベフーズ、(株)京急ステーションアシスト、(株)京急マリーンフーズの決算日は12月31日、(株)京急ストア、(株)京急システムの決算日は1月31日、(株)京急百貨店、(株)京急ステーションコマース、(株)京急友の会、(株)京急ファシリティ、(株)京急ビルテック、(株)京急フレッシュワン、(株)京急ウィズの間中間決算日は2月28日であります。</p> <p>連結財務諸表作成にあたっては、当該決算日現在の財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
<p>4 会計処理基準に関する事項</p>	<p>イ 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>A 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(利息法)</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>B たな卸資産 分譲土地建物 個別法による原価法</p> <p>未成工事支出金 個別法による原価法</p> <p>その他 主として売価還元法による原価法</p>	<p>イ 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>A 有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>B たな卸資産 分譲土地建物 同左</p> <p>未成工事支出金 同左</p> <p>その他 同左</p>	<p>イ 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>A 有価証券 満期保有目的の債券 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>B たな卸資産 分譲土地建物 同左</p> <p>未成工事支出金 同左</p> <p>その他 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日				
	<p>ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>A 有形固定資産 当社 定率法</p> <p>ただし、鉄道事業固定資産の構築物の一部（取替資産）については、取替法を採用しております。</p> <p>また、付帯事業固定資産のうち、上大岡京急ビルについては、定額法を採用しております。</p> <p>連結子会社 建物 主として定額法 建物以外 主として定率法</p> <p>なお、当社および連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>3～65年</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3～20年</td> </tr> </table>	建物及び構築物	3～65年	機械装置及び運搬具	3～20年	<p>ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>A 有形固定資産 同左</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当中間連結会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更に伴う損益に与える影響額は軽微であります。</p>	<p>ロ 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>A 有形固定資産 同左</p>
建物及び構築物	3～65年						
機械装置及び運搬具	3～20年						

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>B 無形固定資産 定額法</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、定額法を採用しており、耐用年数は見込利用可能期間に基づき5年としております。</p> <p>ハ 鉄道事業における工事負担金等の会計処理</p> <p>当社では、鉄道事業における連続立体交差等の高架化工事や橋梁架替工事等を行うにあたり、地方公共団体等から工事費の一部として工事負担金等を受けております。</p> <p>これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。</p> <p>なお、連結損益計算書においては、工事負担金受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金受入額圧縮損として特別損失に計上しております。</p> <p>ニ 重要な引当金の計上基準</p> <p>A 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当中間連結会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。当該変更に伴う損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>B 無形固定資産 同左</p> <p>ハ 鉄道事業における工事負担金等の会計処理</p> <p>当社では、鉄道事業における連続立体交差等の高架化工事や地下化工事等を行うにあたり、地方公共団体等から工事費の一部として工事負担金等を受けております。</p> <p>これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。</p> <p>なお、連結損益計算書においては、工事負担金受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金受入額圧縮損として特別損失に計上しております。</p> <p>ニ 重要な引当金の計上基準</p> <p>A 貸倒引当金 同左</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>B 無形固定資産 同左</p> <p>ハ 鉄道事業における工事負担金等の会計処理 同左</p> <p>ニ 重要な引当金の計上基準</p> <p>A 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p>B 賞与引当金</p> <p>連結子会社は主として、従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>B 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>C 役員賞与引当金</p> <p>役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>—————</p>	<p>B 賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>C 役員賞与引当金</p> <p>同左</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が、146百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>D バスカード未利用額引当金</p> <p>発券時に収益認識したバスカードの将来の利用に備えるため、バスカードの未使用額のうち将来の利用見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>一部の連結子会社が発行しているバスカードについては、従来から、回数券と同様に発券時に収益を認識しておりますが、当中間連結会計期間において、利用時に収益認識をするICカード乗車券「PASMO」の導入をはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会平成19年4月13日委員会報告第42号)が公表されたことを契機に、発券時に収益認識したバスカードの将来の利用に備えるため、バスカードの未使用額のうち将来の利用見込額を引当金計上することといたしました。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて営業利益および経常利益が30百万円増加し、税金等調整前中間純利益が806百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p>

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p>E 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>E 退職給付引当金 同左</p>	<p>E 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>また、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p>_____</p> <p>_____</p>	<p>F 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として計上していましたが、前連結会計年度の下期から内規に基づく期末要支給額を引当金に計上しております。 なお、当該変更に伴う影響額は前連結会計年度の額と同額であります。</p>	<p>F 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として計上していましたが、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)の適用により、役員賞与を引当金計上することをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会 平成19年4月13日 委員会報告第42号)が公表されたことを契機に、役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当金に計上しております。 この結果、従来の方法に比べて営業利益および経常利益が78百万円、税金等調整前当期純利益が519百万円減少しております。 なお、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会 平成19年4月13日 委員会報告第42号)の改正が平成19年4月13日付で行われたため、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比べ、営業利益および経常利益は38百万円、税金等調整前中間純利益は479百万円それぞれ多く計上されております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p>ホ 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>ヘ 重要なヘッジ会計の方法 当社において、ヘッジ会計を行っております。</p> <p>A ヘッジ会計の方法 金利スワップおよび金利キャップについて特例処理を適用しております。</p> <p>B ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 金利スワップ 借入金 金利キャップ 借入金</p> <p>C ヘッジ方針 変動金利長期借入金の支払利息を固定化するために、特例処理におけるヘッジ会計の要件を満たす範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>D ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップおよび金利キャップの特例処理要件を充足することをもって有効性の判定を行っております。</p> <p>ト その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>ホ 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>ヘ 重要なヘッジ会計の方法 同左</p> <p>A ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>B ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>C ヘッジ方針 同左</p> <p>D ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>ト その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>ホ 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>ヘ 重要なヘッジ会計の方法 同左</p> <p>A ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>B ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>C ヘッジ方針 同左</p> <p>D ヘッジの有効性評価の方法 同左</p> <p>ト その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

会計処理の変更

<p>前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日</p>	<p>当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日</p>	<p>前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は151,478百万円であります。</p> <p>中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、中間連結貸借対照表において「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「のれん」として表示しております。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は162,211百万円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、連結貸借対照表において「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「のれん」として表示しております。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日</p>	<p>当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日</p>
<p>—————</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、重要性が増したため、前連結会計年度より区分掲記することとしました。なお、前中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」は、△29百万円であります。</p> <p>前中間連結会計期間および前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記していた「投資有価証券評価損」は、重要性が乏しいため、当中間連結会計期間より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。なお、当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は一百万円であります。</p> <p>—————</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <p>前中間連結会計期間末において区分掲記していた「有価証券」は、重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間から流動資産の「その他」に含めて表示しております。なお、当中間連結会計期間末の流動資産の「その他」に含まれる「有価証券」は28百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>—————</p> <p>—————</p> <p>前中間連結会計期間において投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記していた「定期預金の預入れによる支出」は、重要性が乏しくなったため、当中間連結会計期間から投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。なお、当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「定期預金の預入れによる支出」は△3百万円であります。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 平成18年9月30日現在	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日現在	前連結会計年度末 平成19年3月31日現在																				
注1 有形固定資産減価償却累計額 449,885百万円	注1 有形固定資産減価償却累計額 469,251百万円	注1 有形固定資産減価償却累計額 457,879百万円																				
注2 担保に供している資産及び債務額は次のとおりであります。 (1) 担保資産 (うち財団抵当) 百万円 百万円 建物及び構築物 158,474 (155,510) 機械装置及び運搬具 29,767 (29,767) 土地 62,050 (58,848) その他の有形固定資産 1,844 (1,844) 合計 252,136 (245,971) (2) 担保権設定の原因債務 (うち財団抵当) 百万円 百万円 長期借入金 127,827 (127,741) (長期借入金には1年以内返済予定額11,025百万円を含んでおります。) なお、宅地建物取引業法に基づき有価証券および投資有価証券75百万円、前払式証票の規制等に関する法律に基づき投資有価証券55百万円を供託等しております。	注2 担保に供している資産及び債務額は次のとおりであります。 (1) 担保資産 (うち財団抵当) 百万円 百万円 建物及び構築物 154,728 (154,728) 機械装置及び運搬具 31,774 (31,774) 土地 58,908 (58,718) その他の有形固定資産 2,299 (2,299) 合計 247,710 (247,521) (2) 担保権設定の原因債務 (うち財団抵当) 百万円 百万円 長期借入金 126,784 (126,737) (長期借入金には1年以内返済予定額11,584百万円を含んでおります。) なお、宅地建物取引業法に基づき有価証券および投資有価証券76百万円、前払式証票の規制等に関する法律に基づき有価証券および投資有価証券55百万円を供託等しております。	注2 担保に供している資産及び債務額は次のとおりであります。 (1) 担保資産 (うち財団抵当) 百万円 百万円 建物及び構築物 155,189 (155,189) 機械装置及び運搬具 34,784 (34,784) 土地 59,055 (58,866) その他の有形固定資産 2,476 (2,476) 合計 251,506 (251,317) (2) 担保権設定の原因債務 (うち財団抵当) 百万円 百万円 長期借入金 122,594 (122,531) (長期借入金には1年以内返済予定額11,530百万円を含んでおります。) なお、宅地建物取引業法に基づき投資有価証券76百万円、前払式証票の規制等に関する法律に基づき投資有価証券55百万円を供託等しております。																				
注3 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 121,737百万円 うち、鉄道事業における工事負担金等累計額 121,017百万円	注3 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 122,382百万円 うち、鉄道事業における工事負担金等累計額 121,437百万円	注3 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 122,172百万円 うち、鉄道事業における工事負担金等累計額 121,425百万円																				
4 偶発債務 (1) 借入金保証	4 偶発債務 (1) 借入金保証	4 偶発債務 (1) 借入金保証																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱ルミネウイング</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>東京私鉄自動車協同組合</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	㈱ルミネウイング	67	東京私鉄自動車協同組合	10	合計	77	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京私鉄自動車協同組合</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	東京私鉄自動車協同組合	10	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱ルミネウイング</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>東京私鉄自動車協同組合</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	㈱ルミネウイング	33	東京私鉄自動車協同組合	10	合計	43
区分	金額 (百万円)																					
㈱ルミネウイング	67																					
東京私鉄自動車協同組合	10																					
合計	77																					
区分	金額 (百万円)																					
東京私鉄自動車協同組合	10																					
区分	金額 (百万円)																					
㈱ルミネウイング	33																					
東京私鉄自動車協同組合	10																					
合計	43																					

前中間連結会計期間末 平成18年9月30日現在	当中間連結会計期間末 平成19年9月30日現在	前連結会計年度末 平成19年3月31日現在																												
(2) その他の保証	(2) その他の保証	(2) その他の保証																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提携ゴルフローン</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>提携住宅短期ローン</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>社員住宅融資保証</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	提携ゴルフローン	96	提携住宅短期ローン	6	社員住宅融資保証	2	合計	105	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提携ゴルフローン</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>提携住宅短期ローン</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	提携ゴルフローン	68	提携住宅短期ローン	56	合計	124	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提携ゴルフローン</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>提携住宅短期ローン</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>社員住宅融資保証</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>135</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	提携ゴルフローン	81	提携住宅短期ローン	52	社員住宅融資保証	1	合計	135
区分	金額 (百万円)																													
提携ゴルフローン	96																													
提携住宅短期ローン	6																													
社員住宅融資保証	2																													
合計	105																													
区分	金額 (百万円)																													
提携ゴルフローン	68																													
提携住宅短期ローン	56																													
合計	124																													
区分	金額 (百万円)																													
提携ゴルフローン	81																													
提携住宅短期ローン	52																													
社員住宅融資保証	1																													
合計	135																													
5 受取手形の裏書譲渡高 1,162百万円	—————	—————																												
注6 のれんおよび負ののれんの表示 のれんおよび負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 2,930百万円 負ののれん 830百万円 差引 2,100百万円	注6 のれんおよび負ののれんの表示 のれんおよび負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 3,865百万円 負ののれん 804百万円 差引 3,061百万円	注6 のれんおよび負ののれんの表示 のれんおよび負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。 のれん 4,356百万円 負ののれん 938百万円 差引 3,418百万円																												
注7 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理 手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 7百万円 支払手形 11百万円	注7 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理 手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当中間連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 2百万円 支払手形 14百万円	注7 連結会計年度末日満期手形の会計処理 手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 32百万円 支払手形 10百万円																												

[次へ](#)

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日																																		
<p>注1 販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>(1) 人件費</td><td>7,136百万円</td></tr> <tr><td>(2) 経費</td><td>4,917百万円</td></tr> <tr><td>(3) 諸税</td><td>992百万円</td></tr> <tr><td>(4) 減価償却費</td><td>1,055百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,101百万円</td></tr> </table>	(1) 人件費	7,136百万円	(2) 経費	4,917百万円	(3) 諸税	992百万円	(4) 減価償却費	1,055百万円	合計	14,101百万円	<p>注1 販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>(1) 人件費</td><td>7,083百万円</td></tr> <tr><td>(2) 経費</td><td>4,975百万円</td></tr> <tr><td>(3) 諸税</td><td>766百万円</td></tr> <tr><td>(4) 減価償却費</td><td>1,178百万円</td></tr> <tr><td>(5) のれん償却額</td><td>271百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,275百万円</td></tr> </table>	(1) 人件費	7,083百万円	(2) 経費	4,975百万円	(3) 諸税	766百万円	(4) 減価償却費	1,178百万円	(5) のれん償却額	271百万円	合計	14,275百万円	<p>注1 販売費及び一般管理費の内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>(1) 人件費</td><td>14,290百万円</td></tr> <tr><td>(2) 経費</td><td>10,449百万円</td></tr> <tr><td>(3) 諸税</td><td>1,798百万円</td></tr> <tr><td>(4) 減価償却費</td><td>2,175百万円</td></tr> <tr><td>(5) のれん償却額</td><td>267百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>28,981百万円</td></tr> </table>	(1) 人件費	14,290百万円	(2) 経費	10,449百万円	(3) 諸税	1,798百万円	(4) 減価償却費	2,175百万円	(5) のれん償却額	267百万円	合計	28,981百万円
(1) 人件費	7,136百万円																																			
(2) 経費	4,917百万円																																			
(3) 諸税	992百万円																																			
(4) 減価償却費	1,055百万円																																			
合計	14,101百万円																																			
(1) 人件費	7,083百万円																																			
(2) 経費	4,975百万円																																			
(3) 諸税	766百万円																																			
(4) 減価償却費	1,178百万円																																			
(5) のれん償却額	271百万円																																			
合計	14,275百万円																																			
(1) 人件費	14,290百万円																																			
(2) 経費	10,449百万円																																			
(3) 諸税	1,798百万円																																			
(4) 減価償却費	2,175百万円																																			
(5) のれん償却額	267百万円																																			
合計	28,981百万円																																			
<p>注2 引当金繰入額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>(1) 賞与引当金繰入額</td><td>1,733百万円</td></tr> <tr><td>(2) 退職給付費用</td><td>1,547百万円</td></tr> </table>	(1) 賞与引当金繰入額	1,733百万円	(2) 退職給付費用	1,547百万円	<p>注2 引当金繰入額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>(1) 賞与引当金繰入額</td><td>1,656百万円</td></tr> <tr><td>(2) バスカード未利用額引当金繰入額</td><td>806百万円</td></tr> <tr><td>(3) 退職給付費用</td><td>1,200百万円</td></tr> <tr><td>(4) 役員退職慰労引当金繰入額</td><td>196百万円</td></tr> </table>	(1) 賞与引当金繰入額	1,656百万円	(2) バスカード未利用額引当金繰入額	806百万円	(3) 退職給付費用	1,200百万円	(4) 役員退職慰労引当金繰入額	196百万円	<p>注2 引当金繰入額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>(1) 賞与引当金繰入額</td><td>1,310百万円</td></tr> <tr><td>(2) 役員賞与引当金繰入額</td><td>146百万円</td></tr> <tr><td>(3) 退職給付費用</td><td>3,122百万円</td></tr> <tr><td>(4) 役員退職慰労引当金繰入額</td><td>519百万円</td></tr> </table>	(1) 賞与引当金繰入額	1,310百万円	(2) 役員賞与引当金繰入額	146百万円	(3) 退職給付費用	3,122百万円	(4) 役員退職慰労引当金繰入額	519百万円														
(1) 賞与引当金繰入額	1,733百万円																																			
(2) 退職給付費用	1,547百万円																																			
(1) 賞与引当金繰入額	1,656百万円																																			
(2) バスカード未利用額引当金繰入額	806百万円																																			
(3) 退職給付費用	1,200百万円																																			
(4) 役員退職慰労引当金繰入額	196百万円																																			
(1) 賞与引当金繰入額	1,310百万円																																			
(2) 役員賞与引当金繰入額	146百万円																																			
(3) 退職給付費用	3,122百万円																																			
(4) 役員退職慰労引当金繰入額	519百万円																																			
<p>注3 工事負担金受入額は、新車バス購入に係るバス整備事業等補助金の受入金76百万円であります。</p>	<p>注3 工事負担金受入額は、新車バス購入に係るバス整備事業等補助金の受入金160百万円であります。</p>	<p>注3 工事負担金受入額は、子安駅エレベーター新設工事の受入金182百万円ほかであります。</p>																																		
<p>注4 工事負担金受入に伴う圧縮損であります。</p>	<p>注4 同左</p>	<p>注4 同左</p>																																		
		<p>注5 固定資産除却損は、建物及び構築物の除却損227百万円、固定資産撤去工事費151百万円ほかであります。</p>																																		

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当中間連結会計期間末(株)
普通株式	530,663,046	392,735	0	531,055,781

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

転換社債の株式への転換による増加 392,735株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当中間連結会計期間末(株)
普通株式	13,152,734	2,276,871	5,771,952	9,657,653

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

連結子会社が保有する親会社株式の取得に伴う親会社持分相当額の増加 2,228,808株

単元未満株式の買取りによる増加 48,063株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式交換に伴う交付による減少 5,570,473株

新株予約権の権利行使に伴う交付による減少 195,000株

単元未満株式の売渡請求による減少 6,479株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,288	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,303	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月7日

当中間連結会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当中間連結会計期間末(株)
普通株式	537,413,854	0	0	537,413,854

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当中間連結会計期間末(株)
普通株式	6,135,260	6,619,233	170,865	12,583,628

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式の取得による増加 6,575,000株

単元未満株式の買取りによる増加 44,233株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

転換社債の転換に伴う交付による減少 143,559株

単元未満株式の売渡請求による減少 27,306株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,859	3.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,312	2.5	平成19年9月30日	平成19年12月5日

前連結会計年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	530,663,046	6,750,808	0	537,413,854

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

転換社債の株式への転換による増加 6,750,808株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当連結会計年度末(株)
普通株式	13,152,734	2,386,022	9,403,496	6,135,260

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

連結子会社が保有する親会社株式の取得に伴う親会社持分相当額の増加 2,228,808株
 単元未満株式の買取りによる増加 157,214株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式交換に伴う交付による減少 8,265,415株
 転換社債の転換に伴う交付による減少 872,936株
 新株予約権の権利行使に伴う交付による減少 195,000株
 単元未満株式の売渡請求による減少 70,145株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,288	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月30日
平成18年11月15日 取締役会	普通株式	1,303	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,859	3.5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 31,120百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 102百万円	現金及び預金勘定 41,080百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 93百万円	現金及び預金勘定 53,787百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 Δ 100百万円
現金及び現金同等物 31,017百万円	現金及び現金同等物 40,986百万円	現金及び現金同等物 53,687百万円

[次へ](#)

(リース取引関係)

<借主側>

前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日																																																																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>129</td> <td>91</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>635</td> <td>576</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>764</td> <td>668</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>44百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>35百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>80百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>549百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,254百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,804百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	129	91	38	その他	635	576	58	合計	764	668	96	1年内	44百万円	1年超	35百万円	合計	80百万円	支払リース料	49百万円	減価償却費相当額	46百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	549百万円	1年超	3,254百万円	合計	3,804百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>80</td> <td>57</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>423</td> <td>163</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>504</td> <td>221</td> <td>283</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>83百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>202百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>285百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>48百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>47百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>25百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	80	57	23	その他	423	163	260	合計	504	221	283	1年内	83百万円	1年超	202百万円	合計	285百万円	支払リース料	48百万円	減価償却費相当額	47百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	5百万円	1年超	19百万円	合計	25百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>108</td> <td>77</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>895</td> <td>594</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,003</td> <td>672</td> <td>330</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>90百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>242百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>333百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>74百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>68百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>28百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	108	77	30	その他	895	594	300	合計	1,003	672	330	1年内	90百万円	1年超	242百万円	合計	333百万円	支払リース料	74百万円	減価償却費相当額	68百万円	支払利息相当額	2百万円	1年内	5百万円	1年超	22百万円	合計	28百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
機械装置及び運搬具	129	91	38																																																																																																					
その他	635	576	58																																																																																																					
合計	764	668	96																																																																																																					
1年内	44百万円																																																																																																							
1年超	35百万円																																																																																																							
合計	80百万円																																																																																																							
支払リース料	49百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	46百万円																																																																																																							
支払利息相当額	1百万円																																																																																																							
1年内	549百万円																																																																																																							
1年超	3,254百万円																																																																																																							
合計	3,804百万円																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
機械装置及び運搬具	80	57	23																																																																																																					
その他	423	163	260																																																																																																					
合計	504	221	283																																																																																																					
1年内	83百万円																																																																																																							
1年超	202百万円																																																																																																							
合計	285百万円																																																																																																							
支払リース料	48百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	47百万円																																																																																																							
支払利息相当額	1百万円																																																																																																							
1年内	5百万円																																																																																																							
1年超	19百万円																																																																																																							
合計	25百万円																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																																					
機械装置及び運搬具	108	77	30																																																																																																					
その他	895	594	300																																																																																																					
合計	1,003	672	330																																																																																																					
1年内	90百万円																																																																																																							
1年超	242百万円																																																																																																							
合計	333百万円																																																																																																							
支払リース料	74百万円																																																																																																							
減価償却費相当額	68百万円																																																																																																							
支払利息相当額	2百万円																																																																																																							
1年内	5百万円																																																																																																							
1年超	22百万円																																																																																																							
合計	28百万円																																																																																																							

<貸主側>

前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日																																																																																										
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2,408</td> <td>319</td> <td>2,088</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>550</td> <td>0</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,958</td> <td>319</td> <td>2,639</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,847百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,872百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>136百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>123百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>210百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,242百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,452百万円</td> </tr> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)	建物及び構築物	2,408	319	2,088	土地	550	0	550	合計	2,958	319	2,639	1年内	25百万円	1年超	2,847百万円	合計	2,872百万円	受取リース料	136百万円	減価償却費	40百万円	受取利息相当額	123百万円	1年内	210百万円	1年超	1,242百万円	合計	1,452百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2,408</td> <td>399</td> <td>2,008</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>550</td> <td>0</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,958</td> <td>399</td> <td>2,559</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,817百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,847百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>136百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>40百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>123百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)	建物及び構築物	2,408	399	2,008	土地	550	0	550	合計	2,958	399	2,559	1年内	29百万円	1年超	2,817百万円	合計	2,847百万円	受取リース料	136百万円	減価償却費	40百万円	受取利息相当額	123百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>2,408</td> <td>359</td> <td>2,048</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>550</td> <td>0</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,958</td> <td>359</td> <td>2,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>27百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,833百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,860百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>272百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>80百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>247百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	建物及び構築物	2,408	359	2,048	土地	550	0	550	合計	2,958	359	2,599	1年内	27百万円	1年超	2,833百万円	合計	2,860百万円	受取リース料	272百万円	減価償却費	80百万円	受取利息相当額	247百万円
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)																																																																																									
建物及び構築物	2,408	319	2,088																																																																																									
土地	550	0	550																																																																																									
合計	2,958	319	2,639																																																																																									
1年内	25百万円																																																																																											
1年超	2,847百万円																																																																																											
合計	2,872百万円																																																																																											
受取リース料	136百万円																																																																																											
減価償却費	40百万円																																																																																											
受取利息相当額	123百万円																																																																																											
1年内	210百万円																																																																																											
1年超	1,242百万円																																																																																											
合計	1,452百万円																																																																																											
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間期末 残高 (百万円)																																																																																									
建物及び構築物	2,408	399	2,008																																																																																									
土地	550	0	550																																																																																									
合計	2,958	399	2,559																																																																																									
1年内	29百万円																																																																																											
1年超	2,817百万円																																																																																											
合計	2,847百万円																																																																																											
受取リース料	136百万円																																																																																											
減価償却費	40百万円																																																																																											
受取利息相当額	123百万円																																																																																											
	取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																																																									
建物及び構築物	2,408	359	2,048																																																																																									
土地	550	0	550																																																																																									
合計	2,958	359	2,599																																																																																									
1年内	27百万円																																																																																											
1年超	2,833百万円																																																																																											
合計	2,860百万円																																																																																											
受取リース料	272百万円																																																																																											
減価償却費	80百万円																																																																																											
受取利息相当額	247百万円																																																																																											

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債・地方債等	415	414	△1
合計	415	414	△1

2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	16,416	33,882	17,465
(2) 債券	127	125	△1
国債・地方債等	127	125	△1
社債	0	0	0
合計	16,544	34,008	17,463

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
非上場国内社債	17
(2) その他有価証券	
非上場株式	12,882
合計	12,899

(注) 下落率が30%以上50%未満の場合は、時価の推移および発行会社の財政状態等を勘案した回復可能性に基づき減損処理を行っております。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債・地方債等	15	14	△1
合計	15	14	△1

2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	16,868	29,652	12,783
(2) 債券	128	127	△1
国債・地方債等	128	127	△1
社債	0	0	0
合計	16,997	29,779	12,782

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
非上場国内社債	19
(2) その他有価証券	
非上場株式	16,256
合計	16,275

(注) 下落率が30%以上50%未満の場合は、時価の推移および発行会社の財政状態等を勘案した回復可能性に基づき減損処理を行っております。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債・地方債等	15	14	△1
合計	15	14	△1

2 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	16,426	32,973	16,547
(2) 債券	128	126	△1
国債・地方債等	128	126	△1
社債	0	0	0
合計	16,554	33,100	16,546

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

種類	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 満期保有目的の債券	
非上場国内社債	10
(2) その他有価証券	
非上場株式	10,879
合計	10,889

(注) 当連結会計年度においては、満期保有目的の債券で時価のあるものおよびその他有価証券で時価のあるものについて減損処理の対象となるものはありません。

なお、下落率が30%以上50%未満の場合は、時価の推移および発行会社の財政状態等を勘案した回復可能性に基づき減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

デリバティブ取引にはヘッジ会計(金利スワップおよび金利キャップの特例処理)が適用されているため開示対象となるものではありません。

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

デリバティブ取引にはヘッジ会計(金利スワップおよび金利キャップの特例処理)が適用されているため開示対象となるものではありません。

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

デリバティブ取引にはヘッジ会計(金利スワップおよび金利キャップの特例処理)が適用されているため開示対象となるものではありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	交通事業 (百万円)	不動産 事業 (百万円)	レジャー ・サービス 事業 (百万円)	流通事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益								
(1) 外部顧客に 対する営業収益	57,716	9,635	23,498	48,448	13,251	152,549	0	152,549
(2) セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	1,068	3,177	2,003	1,581	10,550	18,379	(18,379)	0
計	58,784	12,812	25,501	50,029	23,801	170,929	(18,379)	152,549
営業費	47,376	10,584	24,691	49,339	22,347	154,340	(18,503)	135,836
営業利益	11,407	2,227	809	690	1,454	16,589	123	16,713

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	交通事業 (百万円)	不動産 事業 (百万円)	レジャー ・サービス 事業 (百万円)	流通事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益								
(1) 外部顧客に 対する営業収益	58,355	14,251	23,182	45,304	10,862	151,957	0	151,957
(2) セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	1,112	3,157	1,962	1,338	11,679	19,250	(19,250)	0
計	59,468	17,409	25,144	46,642	22,542	171,208	(19,250)	151,957
営業費	48,139	14,710	24,467	45,857	21,279	154,453	(19,434)	135,018
営業利益	11,329	2,698	677	785	1,263	16,754	183	16,938

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	交通事業 (百万円)	不動産 事業 (百万円)	レジャー ・サービス 事業 (百万円)	流通事業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益								
(1) 外部顧客に 対する営業収益	114,651	41,650	47,491	93,088	28,190	325,071	0	325,071
(2) セグメント間の 内部営業収益 又は振替高	2,207	6,366	4,324	3,238	40,385	56,521	(56,521)	0
計	116,858	48,016	51,815	96,326	68,575	381,593	(56,521)	325,071
営業費	97,332	39,658	49,814	94,955	64,008	345,769	(56,716)	289,053
営業利益	19,526	8,358	2,000	1,371	4,566	35,823	195	36,018

(注) 1 事業区分の方法

日本標準産業分類をベースに、経営の多角化の実態が具体的かつ適切に開示できるよう、事業を区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

交通事業 …………… 鉄道、乗合・貸切自動車、タクシー等の営業を行っております。

不動産事業 …………… 土地・建物の販売、土地・建物の賃貸を行っております。

レジャー・サービス事業 …… ホテル・旅館、レジャー施設、ゴルフ場、飲食店、水族館等の営業を行っております。

流通事業 …………… 百貨店業、ストア業を中心に商品の販売を行っております。

その他事業 …………… 建設・土木・電気設備の工事、輸送用機器の修理・改造、ビル管理業務および自動車教習所等の経営を行っております。

3 営業費は、全額各セグメントに配賦しており、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費はありません。

4 会計処理の変更

(前中間連結会計期間)

記載すべき事項はありません。

(当中間連結会計期間)

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、発券時に収益認識したバスカードの将来の利用に備えるため、バスカードの未使用額のうち将来の利用見込額を引当金に計上しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当中間連結会計期間の営業収益は、交通事業が30百万円増加し、営業利益が同額増加しております。

(前連結会計年度)

(1)「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の営業費は、交通事業が92百万円、不動産事業が21百万円、レジャー・サービス事業が3百万円、流通事業が7百万円、その他事業が21百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

(2)「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、当連結会計年度から役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当金に計上しております。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、当連結会計年度の営業費は、交通事業が46百万円、不動産事業が15百万円、レジャー・サービス事業が9百万円、その他事業が7百万円増加し、営業利益が同額減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度については、本国以外の国、または地域に所在する連結子会社ならびに在外支店はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度については、海外売上高はないため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

1 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

イ 結合企業(株式交換完全親会社)

A 名称 京浜急行電鉄(株)

B 事業の内容 鉄道事業、付帯事業

ロ 被結合企業(株式交換完全子会社)

A 名称 (株)京急ストア

B 事業の内容 ストア業

(2) 企業結合の法的形式

共通支配下の取引

(3) 結合後企業の名称

イ 完全親会社 京浜急行電鉄(株)

ロ 完全子会社 (株)京急ストア

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループは、経営環境の変化にあわせた事業や組織の見直しを行い、効率的な事業運営によるグループ経営の強化に努めておりますが、この一環として、平成18年8月1日付で当社グループにおける主要な連結子会社である(株)京急ストアの株式交換による完全子会社化を行いました。

2 実施した会計処理

共通支配下の取引等のうち少数株主との取引

3 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価およびその内訳

取得の対価

(株)京急ストアの株式 5,375百万円

取得に直接要した支出

株式の交換比率の算定業務にかかる報酬等 30百万円

取得原価 5,405百万円

(2) 株式の種類別の交換比率およびその算定方法ならびに交付株式数およびその評価額

イ 株式の種類および交換比率

普通株式 当社1:(株)京急ストア1.42

ロ 交換比率の算定方法

当社については、市場株式平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法による分析を行い、(株)京急ストアについては修正純資産方式、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法による分析を行い、その結果を総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

ハ 交付株式数およびその評価額

5,570,473株 5,375百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法および償却期間

イ のれんのご金額 2,461百万円

ロ 発生原因

株式交換比率の算定に際し、(株)京急ストアの超過収益力等を勘案した結果、(株)京急ストア株式の追加取得分の取得原価が当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額を上回ることとなったためであります。

ハ 償却の方法および償却期間

5年間で均等償却

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

1 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

イ 結合企業(株式交換完全親会社)

名称	事業の内容
京浜急行電鉄(株)	鉄道事業、付帯事業

ロ 被結合企業(株式交換完全子会社)

名称	事業の内容
(株)京急ストア	ストア業
川崎鶴見臨港バス(株)	乗合・貸切自動車事業

(2) 企業結合の法的形式
共通支配下の取引

(3) 結合後企業の名称

完全親会社	完全子会社
京浜急行電鉄(株)	(株)京急ストア
	川崎鶴見臨港バス(株)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループは、経営環境の変化にあわせた事業や組織の見直しを行い、効率的な事業運営によるグループ経営の強化に努めておりますが、この一環として当社グループにおける主要な連結子会社である(株)京急ストアおよび川崎鶴見臨港バス(株)の株式交換による完全子会社化を、(株)京急ストアについては平成18年8月1日付で、川崎鶴見臨港バス(株)については平成18年10月1日付で行っております。

2 実施した会計処理

共通支配下の取引等のうち少数株主との取引

3 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価およびその内訳

株式の名称	取得の対価	取得に直接要した支出	取得原価
(株)京急ストア	5,375百万円	株式の交換比率の算定業務にかかる報酬等30百万円	5,405百万円
川崎鶴見臨港バス(株)	2,565百万円	株式の交換比率の算定業務にかかる報酬等10百万円	2,575百万円

(2) 株式の種類別の交換比率およびその算定方法ならびに交付株式数およびその評価額

イ 株式の種類および交換比率

普通株式 当社1：(株)京急ストア1.42

普通株式 当社1：川崎鶴見臨港バス(株)5.05

ロ 交換比率の算定方法

当社については市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法による分析を行い、(株)京急ストアおよび川崎鶴見臨港バス(株)については修正純資産方式、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法による分析を行い、その結果を総合的に勘案して株式交換比率を算定しております。

ハ 交付株式数およびその評価額

8,265,415株 7,941百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法および償却期間

イ のれんのご金額 4,111百万円

ロ 発生原因

株式交換比率の算定に際し、(株)京急ストアおよび川崎鶴見臨港バス(株)の超過収益力等を勘案した結果、(株)京急ストア株式および川崎鶴見臨港バス(株)株式の追加取得分の取得原価が当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額を上回ることとなったためであります。

ハ 償却の方法および償却期間

5年間で均等償却

(1株当たり情報)

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
1株当たり純資産額	290.52円	304.75円	305.32円
1株当たり中間(当期)純利益	13.05円	13.45円	24.02円
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益	12.13円	12.73円	22.36円

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の純資産の部の合計額	152,817百万円	160,373百万円	162,616百万円
普通株式に係る純資産額	151,478百万円	159,944百万円	162,211百万円
差額の主な内訳 少数株主持分	1,338百万円	429百万円	404百万円
普通株式の発行済株式数	531,055,781株	537,413,854株	537,413,854株
普通株式の自己株式数	9,657,653株	12,583,628株	6,135,260株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	521,398,128株	524,830,226株	531,278,594株

2 1株当たり中間(当期)純利益および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

項目	前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益	6,758百万円	7,106百万円	12,530百万円
普通株主に帰属しない金額	0百万円	0百万円	0百万円
普通株式に係る中間(当期)純利益	6,758百万円	7,106百万円	12,530百万円
普通株式の期中平均株式数	517,865,611株	528,159,325株	521,578,675株
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (うち 支払利息等(税額相当額控除後))	100百万円 (100百万円)	76百万円 (76百万円)	186百万円 (186百万円)
普通株式増加数 (うち 転換社債) (うち 新株予約権)	47,826,941株 (47,744,327株) (82,614株)	36,272,154株 (36,272,154株) (0株)	47,172,979株 (47,131,557株) (41,422株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株あたり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	—————	—————

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間連結会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前連結会計年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
		<p>当社は、平成19年6月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を買い受けることを決議しました。</p> <p>1. 自己の株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、定款の定めに基づいて、自己の株式の取得を行うものであります。</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 6,575千株(上限)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 6,110百万円(上限)</p> <p>(4) 取得する期間 平成19年6月29日から平成19年7月25日まで</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 平成18年9月30日現在		当中間会計期間末 平成19年9月30日現在		前事業年度の 要約貸借対照表 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		18,361		27,155		41,159	
2 未収運賃		1,453		949		1,351	
3 未収金		2,165		2,498		4,267	
4 分譲土地建物		87,750		74,412		75,893	
5 その他		17,727		13,516		10,985	
6 貸倒引当金		△1		△13		△13	
流動資産合計		127,458	17.5	118,519	15.7	133,643	17.4
II 固定資産							
1 鉄道事業固定資産	(注1, 2,3)	236,101		238,086		241,924	
2 付帯事業固定資産	(注1, 2,3)	160,616		158,529		158,836	
3 各事業関連固定資産	(注1)	5,607		5,487		5,681	
4 建設仮勘定		93,902		119,873		118,594	
5 投資その他の資産		106,151		115,143		109,996	
(1) 投資有価証券		43,870		43,410		41,040	
(2) 関係会社株式		32,339		35,085		35,081	
(3) 長期貸付金		21,209		20,768		19,360	
(4) その他の投資等		21,481		27,034		26,127	
(5) 投資評価引当金		△4,172		△4,172		△4,172	
(6) 貸倒引当金		△8,577		△6,981		△7,440	
固定資産合計		602,378	82.5	637,121	84.3	635,033	82.6
資産合計		729,836	100.0	755,641	100.0	768,677	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 平成18年9月30日現在		当中間会計期間末 平成19年9月30日現在		前事業年度の 要約貸借対照表 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 短期借入金		81,206		85,285		82,285	
2 1年以内返済長期 借入金	(注2)	35,622		30,753		34,812	
3 1年以内償還社債		0		30,000		0	
4 未払金		8,903		9,632		41,684	
5 未払法人税等		178		2,838		444	
6 前受運賃		5,280		4,710		5,073	
7 前受金		1,169		1,513		1,564	
8 コマーシャル・ペー パー		45,000		25,000		35,000	
9 役員賞与引当金				0		84	
10 その他	(注4)	30,770		32,148		30,167	
流動負債合計		208,131	28.5	221,883	29.4	231,118	30.1
II 固定負債							
1 社債		80,000		80,000		80,000	
2 転換社債		28,918		21,949		22,036	
3 長期借入金	(注2)	218,602		220,295		224,406	
4 退職給付引当金		7,101		8,144		7,819	
5 役員退職慰労引当金				351		453	
6 受託工事長期前受金		60,167		73,532		70,190	
7 その他		22,348		22,237		22,315	
固定負債合計		417,138	57.2	426,511	56.4	427,220	55.5
負債合計		625,269	85.7	648,394	85.8	658,338	85.6

区分	注記 番号	前中間会計期間末 平成18年9月30日現在		当中間会計期間末 平成19年9月30日現在		前事業年度の 要約貸借対照表 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		37,537	5.1	39,464	5.2	39,464	5.1
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		11,660		13,586		13,586	
(2) その他資本剰余金		23,970		24,627		24,631	
資本剰余金合計		35,630	4.9	38,214	5.1	38,218	5.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		6,665		6,665		6,665	
(2) その他利益剰余金		20,922		24,446		20,268	
別途積立金		2,050		2,050		2,050	
繰越利益剰余金		18,872		22,396		18,218	
利益剰余金合計		27,588	3.8	31,111	4.1	26,934	3.5
4 自己株式		△6,271	△0.9	△9,096	△1.2	△3,879	△0.5
株主資本合計		94,485	12.9	99,694	13.2	100,737	13.1
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		10,081		7,552		9,601	
評価・換算差額等 合計		10,081	1.4	7,552	1.0	9,601	1.3
純資産合計		104,567	14.3	107,246	14.2	110,338	14.4
負債純資産合計		729,836	100.0	755,641	100.0	768,677	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日		当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日		前事業年度の 要約損益計算書 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 鉄道事業							
1 営業収益		39,054	69.0	39,569	64.8	78,006	61.4
2 営業費		29,167	51.5	30,173	49.4	61,206	48.2
営業利益		9,887	17.5	9,395	15.4	16,800	13.2
II 付帯事業							
1 営業収益		17,561	31.0	21,456	35.2	49,067	38.6
2 営業費		16,185	28.6	19,261	31.6	44,705	35.2
営業利益		1,376	2.4	2,195	3.6	4,362	3.4
全事業営業利益		11,263	19.9	11,591	19.0	21,162	16.6
III 営業外収益	(注1)	1,129	2.0	1,799	2.9	2,108	1.7
IV 営業外費用	(注2)	4,710	8.3	4,579	7.5	8,798	6.9
経常利益		7,681	13.6	8,810	14.4	14,471	11.4
V 特別利益	(注3)	1,356	2.4	460	0.8	2,635	2.0
VI 特別損失	(注4)	0	0.0	0	0.0	6,130	4.8
税引前中間(当期) 純利益		9,037	16.0	9,270	15.2	10,977	8.6
法人税、住民税 及び事業税		10		2,890		10	
過年度法人税等		0		0		3,997	
法人税等調整額		3,644		343		937	
計		3,655	6.5	3,233	5.3	4,945	3.9
中間(当期)純利益		5,382	9.5	6,037	9.9	6,031	4.7

(注) 百分比は全事業営業収益(前中間会計期間56,615百万円、当中間会計期間61,025百万円、前事業年度127,074百万円)をそれぞれ100とする比率であります。

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	37,418	11,541	23,546	35,088	6,665	2,050	14,889	23,604	△5,667	90,444
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	118	118		118						237
剰余金の配当							△1,304	△1,304		△1,304
利益処分による役員賞与							△95	△95		△95
中間純利益							5,382	5,382		5,382
自己株式の取得									△5,677	△5,677
自己株式の処分			423	423					5,073	5,496
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	118	118	423	542	0	0	3,983	3,983	△604	4,040
平成18年9月30日残高(百万円)	37,537	11,660	23,970	35,630	6,665	2,050	18,872	27,588	△6,271	94,485

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日残高(百万円)	11,969	102,414
中間会計期間中の変動額		
新株の発行		237
剰余金の配当		△1,304
利益処分による役員賞与		△95
中間純利益		5,382
自己株式の取得		△5,677
自己株式の処分		5,496
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△1,887	△1,887
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△1,887	2,152
平成18年9月30日残高(百万円)	10,081	104,567

当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	39,464	13,586	24,631	38,218	6,665	2,050	18,218	26,934	△3,879	100,737
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当							△1,859	△1,859		△1,859
中間純利益							6,037	6,037		6,037
自己株式の取得									△5,328	△5,328
自己株式の処分			△4	△4					112	108
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	0	0	△4	△4	0	0	4,177	4,177	△5,216	△1,042
平成19年9月30日残高(百万円)	39,464	13,586	24,627	38,214	6,665	2,050	22,396	31,111	△9,096	99,694

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成19年3月31日残高(百万円)	9,601	110,338
中間会計期間中の変動額		
剰余金の配当		△1,859
中間純利益		6,037
自己株式の取得		△5,328
自己株式の処分		108
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△2,049	△2,049
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,049	△3,091
平成19年9月30日残高(百万円)	7,552	107,246

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	37,418	11,541	23,546	35,088	6,665	2,050	14,889	23,604	△5,667	90,444
事業年度中の変動額										
新株の発行	2,045	2,045		2,045						4,090
剰余金の配当							△2,607	△2,607		△2,607
利益処分による役員賞与							△95	△95		△95
当期純利益							6,031	6,031		6,031
自己株式の取得									△5,772	△5,772
自己株式の処分			1,084	1,084					7,560	8,645
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計(百万円)	2,045	2,045	1,084	3,130	0	0	3,329	3,329	1,787	10,292
平成19年3月31日残高(百万円)	39,464	13,586	24,631	38,218	6,665	2,050	18,218	26,934	△3,879	100,737

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成18年3月31日残高(百万円)	11,969	102,414
事業年度中の変動額		
新株の発行		4,090
剰余金の配当		△2,607
利益処分による役員賞与		△95
当期純利益		6,031
自己株式の取得		△5,772
自己株式の処分		8,645
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△2,368	△2,368
事業年度中の変動額合計(百万円)	△2,368	7,924
平成19年3月31日残高(百万円)	9,601	110,338

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 分譲土地建物 個別法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 分譲土地建物 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 分譲土地建物 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、鉄道事業固定資産の構築物の一部(取替資産)については取替法を採用しております。 なお、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)および付帯事業固定資産のうち上大岡京急ビルについては、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物 3～65年 機械装置及び運搬具 3～20年</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアの減価償却方法は、定額法を採用しており、耐用年数は見込利用可能期間に基づき5年としております。</p>	<p>(会計方針の変更) 当中間会計期間から、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。当該変更に伴う損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当中間会計期間から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存簿価を5年間で均等償却しております。当該変更に伴う損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>

項目	前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
3 鉄道事業における 工事負担金等の会計 処理	<p>鉄道事業における連続立体交差等の高架化工事や橋梁架替工事等を行うにあたり、地方公共団体等から工事費の一部として工事負担金等を受けております。</p> <p>これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。</p> <p>なお、損益計算書においては、工事負担金受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金受入額圧縮損として特別損失に計上しております。</p>	<p>鉄道事業における連続立体交差等の高架化工事や地下化工事等を行うにあたり、地方公共団体等から工事費の一部として工事負担金等を受けております。</p> <p>これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。</p> <p>なお、損益計算書においては、工事負担金受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金受入額圧縮損として特別損失に計上しております。</p>	同左
4 引当金の計上基準	<p>(1) 投資評価引当金 市場価格が形成されていない株式について、実質価額を適正に評価するため投資先の財政状態等を勘案し、健全性の観点から計上を要すると認められる金額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p>	<p>(1) 投資評価引当金 同左</p> <p>(2) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 投資評価引当金 同左</p> <p>(2) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>—————</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年11月29日企業会計基準第4号)を適用しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて営業利益、経常利益および税引前当期純利益が、84百万円減少しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>

項目	前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	<p>—————</p> <p>—————</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として計上していましたが、前事業年度の下期から内規に基づく期末要支給額を引当金に計上しております。</p> <p>なお、当該変更に伴う影響額は前事業年度の額と同額であります。</p>	<p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、役員退職慰労金は、支出時の費用として計上していましたが、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)の適用により、役員賞与を引当金計上することをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会 平成19年4月13日 委員会報告第42号)が公表されたことを契機に、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を引当金に計上しております。</p> <p>この結果、従来の方法に比べて営業利益および経常利益が58百万円、税引前当期純利益が453百万円減少しております。</p> <p>なお、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会 平成19年4月13日 委員会報告第42号)の改正が平成19年4月13日付で行われたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間会計期間は変更後の方法によった場合と比べ、営業利益および経常利益は29百万円、税引前中間純利益は424百万円それぞれ多く計上されております。</p>

項目	前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	<p>A ヘッジ会計の方法 金利スワップおよび金利キャップについて特例処理を適用しております。</p> <p>B ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) (ヘッジ対象) 金利スワップ 借入金 金利キャップ 借入金</p> <p>C ヘッジ方針 変動金利長期借入金の支払利息を固定化するために、特例処理におけるヘッジ会計の要件を満たす範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>D ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップおよび金利キャップの特例処理要件を充足することをもって有効性の判定をおこなっております。</p>	<p>A ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>B ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>C ヘッジ方針 同左</p> <p>D ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>	<p>A ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>B ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>C ヘッジ方針 同左</p> <p>D ヘッジの有効性評価の方法 同左</p>
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計処理の変更

<p>前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日</p>	<p>当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日</p>	<p>前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は104,567百万円であります。</p> <p>中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は110,338百万円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 平成18年9月30日現在	当中間会計期間末 平成19年9月30日現在	前事業年度末 平成19年3月31日現在																						
注1 有形固定資産減価償却累計額	366,458百万円	383,438百万円	373,516百万円																						
注2 担保資産及び債務額																									
(1) 担保資産																									
鉄道財団(帳簿価額)	233,597百万円	235,636百万円	239,321百万円																						
観光施設財団(〃)	12,374百万円	11,884百万円	11,995百万円																						
土地及び建物(〃)	5,975百万円	0百万円	0百万円																						
(2) 担保付債務																									
長期借入金 (1年以内返済予定額を含む)	127,747百万円	126,737百万円	122,531百万円																						
注3 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額																									
うち、鉄道事業における工事負担金等累計額	121,022百万円	121,442百万円	121,430百万円																						
	121,017百万円	121,437百万円	121,425百万円																						
注4 消費税等の取扱い	仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。	同左	—————																						
5 偶発債務	(1) 借入金保証	(1) 借入金保証	(1) 借入金保証																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱ルミネウイング</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>京浜急行バス㈱</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>134</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	㈱ルミネウイング	67	京浜急行バス㈱	67	合計	134	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京浜急行バス㈱</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	京浜急行バス㈱	58	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㈱ルミネウイング</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>京浜急行バス㈱</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	㈱ルミネウイング	33	京浜急行バス㈱	62	合計	95		
区分	金額 (百万円)																								
㈱ルミネウイング	67																								
京浜急行バス㈱	67																								
合計	134																								
区分	金額 (百万円)																								
京浜急行バス㈱	58																								
区分	金額 (百万円)																								
㈱ルミネウイング	33																								
京浜急行バス㈱	62																								
合計	95																								
	(2) その他の保証	(2) その他の保証	(2) その他の保証																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提携ゴルフローン</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>買掛金債務保証</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>社員住宅融資保証</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	提携ゴルフローン	96	買掛金債務保証	15	社員住宅融資保証	2	合計	114	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提携ゴルフローン</td> <td>68</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	提携ゴルフローン	68	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提携ゴルフローン</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>社員住宅融資保証</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (百万円)	提携ゴルフローン	81	社員住宅融資保証	1	合計	83
区分	金額 (百万円)																								
提携ゴルフローン	96																								
買掛金債務保証	15																								
社員住宅融資保証	2																								
合計	114																								
区分	金額 (百万円)																								
提携ゴルフローン	68																								
区分	金額 (百万円)																								
提携ゴルフローン	81																								
社員住宅融資保証	1																								
合計	83																								

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間		当中間会計期間		前事業年度	
	自	平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自	平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自	平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
注1 営業外収益のうち重要なもの	受取利息	161百万円	受取利息	180百万円	受取利息	337百万円
	受取配当金	695百万円	受取配当金	1,216百万円	受取配当金	793百万円
注2 営業外費用のうち重要なもの	支払利息	3,384百万円	支払利息	3,532百万円	支払利息	6,770百万円
注3 特別利益のうち重要なもの	貸倒引当金	1,356百万円	貸倒引当金	460百万円	貸倒引当金	2,185百万円
	戻入益		戻入益		戻入益	
注4 特別損失のうち重要なもの	—————	—————	—————	—————	工事負担金 受入額	450百万円
					販売用土地評 価損	4,156百万円
5 減価償却実施額					転換社債買入 消却損	1,128百万円
	有形固定資産	9,828百万円	有形固定資産	10,402百万円	工事負担金受 入額圧縮損	450百万円
無形固定資産	386百万円	無形固定資産	364百万円	役員退職慰勞 引当金繰入額	394百万円	
						20,362百万円
						791百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	9,034,156	6,395,449	5,771,952	9,657,653

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式の取得による増加 6,347,386株

単元未満株式の買取りによる増加 48,063株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式交換に伴う交付による減少 5,570,473株

新株予約権の権利行使に伴う交付による減少 195,000株

単元未満株式の売渡請求による減少 6,479株

当中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	6,135,260	6,619,233	170,865	12,583,628

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式の取得による増加 6,575,000株

単元未満株式の買取りによる増加 44,233株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

転換社債の転換に伴う交付による減少 143,559株

単元未満株式の売渡請求による減少 27,306株

前事業年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	9,034,156	6,504,600	9,403,496	6,135,260

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

株式の取得による増加 6,347,386株

単元未満株式の買取りによる増加 157,214株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

株式交換に伴う交付による減少 8,265,415株

転換社債の転換に伴う交付による減少 872,936株

新株予約権の権利行使に伴う交付による減少 195,000株

単元未満株式の売渡請求による減少 70,145株

[次へ](#)

(リース取引関係)

<借主側>

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度														
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日														
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	—————	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道事業固定資産</td> <td>259</td> <td>28</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	鉄道事業固定資産	259	28	230	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道事業固定資産</td> <td>259</td> <td>2</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	鉄道事業固定資産	259
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)														
鉄道事業固定資産	259	28	230														
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)														
鉄道事業固定資産	259	2	256														
	—————	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 51百万円 1年超 180百万円 合計 231百万円	(2) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 51百万円 1年超 205百万円 合計 256百万円														
	—————	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 26百万円 減価償却費相当額 25百万円 支払利息 100百万円	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息 100百万円														
	—————	(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左														
	—————	(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(5) 利息相当額の算定方法 同左														
オペレーティング・リース取引	—————	未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 19百万円 合計 25百万円	未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 22百万円 合計 28百万円														

<貸主側>

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度																								
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日																								
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高	(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間 期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付帯事業固定資産</td> <td>2,958</td> <td>319</td> <td>2,639</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末 残高 (百万円)	付帯事業固定資産	2,958	319	2,639	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 (百万円)</th> <th>減価 償却 累計額 (百万円)</th> <th>中間 期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付帯事業固定資産</td> <td>2,958</td> <td>399</td> <td>2,559</td> </tr> </tbody> </table>		取得 価額 (百万円)	減価 償却 累計額 (百万円)	中間 期末 残高 (百万円)	付帯事業固定資産	2,958	399	2,559	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得 価額 (百万円)</th> <th>減価 償却 累計額 (百万円)</th> <th>期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付帯事業固定資産</td> <td>2,958</td> <td>359</td> <td>2,599</td> </tr> </tbody> </table>		取得 価額 (百万円)	減価 償却 累計額 (百万円)	期末 残高 (百万円)	付帯事業固定資産	2,958	359	2,599
		取得価額 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)	中間 期末 残高 (百万円)																							
	付帯事業固定資産	2,958	319	2,639																							
	取得 価額 (百万円)	減価 償却 累計額 (百万円)	中間 期末 残高 (百万円)																								
付帯事業固定資産	2,958	399	2,559																								
	取得 価額 (百万円)	減価 償却 累計額 (百万円)	期末 残高 (百万円)																								
付帯事業固定資産	2,958	359	2,599																								
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																									
(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額	(3) 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額																									
(4) 利息相当額の算定方法	(4) 利息相当額の算定方法	(4) 利息相当額の算定方法																									
リース料総額とリース物件の取得価額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左	同左																									

(有価証券関係)

前中間会計期間末、当中間会計期間末および前事業年度末のいずれにおいても子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

「1 中間連結財務諸表等」の「(1) 中間連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)」における記載内容と同一であるため、記載していません。

当中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

「1 連結財務諸表等」の「(1) 連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)」における記載内容と同一であるため、記載していません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
		<p>平成19年6月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を買い受けることを決議しました。</p> <p>1. 自己の株式の取得を行う理由 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、定款の定めに基づいて、自己の株式の取得を行うものであります。</p> <p>2. 取得の内容</p> <p>(1) 取得する株式の種類 当社普通株式</p> <p>(2) 取得する株式の総数 6,575千株(上限)</p> <p>(3) 株式の取得価額の総額 6,110百万円(上限)</p> <p>(4) 取得する期間 平成19年6月29日から平成19年7月25日まで</p>

(2) 【その他】

平成19年11月14日開催の取締役会において、当社定款第43条の規定に基づき、平成19年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し、第87期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)の中間配当を次のとおり行う旨決議いたしました。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 中間配当金の総額 | 1,312,075,565円 |
| (2) 1株当たり中間配当金 | 2円50銭 |
| (3) 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 平成19年12月5日 |

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--|----------------|-----------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第86期) | 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日 | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書 (普通社債) | | | 平成19年6月28日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 自己株券買付状況報告書 | | | 平成19年7月13日
および平成19年8月10日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 発行登録追補書類(普通社債) 及びその添付書類 | | | 平成19年9月5日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 有価証券報告書の訂正報告書
(上記(1) 有価証券報告書の訂正報告書) | | | 平成19年11月2日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月12日

京浜急行電鉄株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 和 紀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 荘 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 聡 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている京浜急行電鉄株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、京浜急行電鉄株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

京浜急行電鉄株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 和 紀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 荘 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている京浜急行電鉄株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、京浜急行電鉄株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月12日

京浜急行電鉄株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 和 紀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 荘 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 聡 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている京浜急行電鉄株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第86期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、京浜急行電鉄株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月13日

京浜急行電鉄株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 渡 辺 和 紀 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 太 田 荘 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている京浜急行電鉄株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第87期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、京浜急行電鉄株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。